

平成 2 7 年 3 月 5 日

平成 2 7 年第 1 回 岬町 議会 定例会

第 2 日 会議録

平成27年第1回(3月)岬町議会定例会第2日会議録

○平成27年3月5日(木)午前10時00分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり13名であります。

1番	川 端 啓 子	2番	鍛 治 末 雄	3番	奥 野 学
5番	田 島 乾 正	6番	竹 内 邦 博	7番	小 川 日出夫
8番	(欠員)	9番	竹 原 伸 晃	10番	出 口 実
11番	道 工 晴 久	12番	豊 国 秀 行	13番	中 原 晶
14番	辻 下 正 純	15番	反 保 多喜男		

欠席議員 0 名

傍 聴 8 名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長	田 代 堯	水道事業理事	鶴久森 敦
副 町 長	中 口 守 可	総務部理事兼 財政改革部理事兼 まちづくり戦略室理事	岸 野 行 男
教 育 長	笠 間 光 弘	しあわせ創造部 理 事	串 山 京 子
まちづくり戦略室 長兼町長公室長	保 井 太 郎	都市整備部理事	木 下 研 一
総 務 部 長	古 谷 清	都市整備部理事	家 永 淳
財政改革部長	四至本 直 秀	都市整備部理事	早 野 清 隆
しあわせ創造部長	古 橋 重 和	会 計 管 理 者	廣 田 節 子
都市整備部長	末 原 光 喜	財政改革部副理事	相 馬 進 祐

兼財政課長

教育次長 中田 道德

しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長 竹下 雅樹

危機管理監 岸本 保裕

高齢福祉課長 池下 信行

企画政策監 西 啓介

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 谷下 泰久

議会事務局主幹 増田 明

○会 期

平成27年3月4日から26日（23日間）

○会議録署名議員

14番 辻下 正純

15番 反保 多喜男

議事日程

- | | |
|------|---|
| 日程1 | 一般質問 |
| 日程2 | 議案第2号 平成26年度岬町一般会計補正予算（第6次）の件 |
| 日程3 | 議案第3号 平成26年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3次）の件 |
| 日程4 | 議案第4号 平成26年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算（第1次）の件 |
| 日程5 | 平成27年度当初予算に関する説明 |
| 日程6 | 議案第5号 平成27年度岬町一般会計予算の件 |
| 日程7 | 議案第6号 平成27年度岬町国民健康保険特別会計予算の件 |
| 日程8 | 議案第7号 平成27年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件 |
| 日程9 | 議案第8号 平成27年度岬町下水道事業特別会計予算の件 |
| 日程10 | 議案第9号 平成27年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件 |
| 日程11 | 議案第10号 平成27年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件 |

- 日程 1 2 議案第 1 1 号 平成 2 7 年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件
- 日程 1 3 議案第 1 2 号 平成 2 7 年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件
- 日程 1 4 議案第 1 3 号 平成 2 7 年度岬町深日財産区特別会計予算の件
- 日程 1 5 議案第 1 4 号 年度岬町多奈平成 2 7 川財産区特別会計予算の件
- 日程 1 6 議案第 1 5 号 平成 2 7 年度岬町水道事業会計予算の件
- 日程 1 7 議案第 1 6 号 工事請負契約中変更の件（公共下水道汚水管理設工事（2 4 - 9））
- 日程 1 8 議案第 1 7 号 岬町交流センター条例を制定する件
- 日程 1 9 議案第 1 8 号 岬町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例を制定する件
- 日程 2 0 議案第 1 9 号 岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例を制定する件
- 日程 2 1 議案第 2 0 号 岬町立子育て支援センター条例を制定する件
- 日程 2 2 議案第 2 1 号 岬町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例を制定する件
- 日程 2 3 議案第 2 2 号 岬町指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定する件
- 日程 2 4 議案第 2 3 号 岬町行政手続条例の一部を改正する件
- 日程 2 5 議案第 2 4 号 岬町基金条例の一部を改正する件
- 日程 2 6 議案第 2 5 号 岬町税条例の一部を改正する件
- 日程 2 7 議案第 2 6 号 岬町手数料条例の一部を改正する件
- 日程 2 8 議案第 2 7 号 岬町立保育所条例の一部を改正する件
- 日程 2 9 議案第 2 8 号 岬町介護保険条例の一部を改正する件
- 日程 3 0 議案第 2 9 号 岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
- 日程 3 1 議案第 3 0 号 岬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する件

- 日程 3 2 議案第 3 1 号 岬町営住宅条例の一部を改正する件
- 日程 3 3 議案第 3 2 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の
施行に伴う関係条例の整備等に関する件
- 日程 3 4 議案第 3 3 号 岬町立幼稚園条例の一部を改正する件
- 日程 3 5 議案第 3 4 号 岬町立テニスコート条例の一部を改正する件
- 日程 3 6 議案第 3 5 号 岬町保育所における保育に関する条例を廃止する件
- 日程 3 7 議案第 3 6 号 岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件

(午前10時00分 開会)

○奥野 学議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成27年第1回岬町議会定例会2日目を開会します。

ただいまの時刻、午前10時00分です。本日の出席議員は13名全員です。欠員1名です。定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○奥野 学議長 日程1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順位に従いまして質問を許可します。

初めに、田島乾正君。

○田島乾正議員 それでは、通告どおり一般質問を実施いたします。

本日は、昨日の時間の関係で本日に繰り越したということで、冒頭、私が一般質問、2点について質問をしたいと思います。

空き家等の推進に関する特別措置法の部分と、そして、安全・安心な公共施設についてで、表題になっているんですけども、公共施設は大変たくさんあるということで、本庁舎に絞った角度で安全であるのか、そういう施設等について質問したいと思います。

まず冒頭に、空き家等の推進に関する特別措置法案、この部分について、ちょっとお聞きしたいと思います。

私なりに調べたんですけども、やはり担当のほうから質問に対するご答弁をいただいて、正しい認識を得たいと、かように思っていますので、一つよろしく願いいたします。

当町でも、空き家対策として条例制定をしており、これは昨年ですか、昨年4月に条例施行されたと認識しているんですけども、これは当町の空き家及び空き地の適正管理及び有効活用に関する条例を施行されたのが平成26年4月1日から施行すると、こういう部分、再確認もしてまいりました。

そして、国の特別措置法案についても、ある程度、資料で勉強したんですけども、やはり担当の方からのご説明、ご答弁をいただきたく思います。

大変、空き家問題、全国的に問題化されて、そして、なぜ空き家がふえるのかと、その要因がどうであるのかということをもた質問いたしますが、まず、2013年度の総務省の調査では、

空き家の多い自治体は大阪府が21万4,400戸、東京都が15万2,500戸、兵庫県が14万7,700戸、北海道が13万9,500戸、愛知県が13万4,500戸と、全国的に大阪府が第1位の空き家を抱えているということで、この問題について、当町も大阪府でありますし、私も議員活動で当町の隅から隅までバイクで走ったり、歩いたりして、本当に住宅地、空き地等の実態を把握させていただいております。

本当に、住宅があったところがなくなったと。また、住宅は建っているけども、これは人が住んでいるような状態でないということを常に把握をしておりますので、この部分について、また最後にお聞きしますが、まず、当町の条例に対して、現在、国が特別措置法案を訴えている部分について、この法律と条例と整合性をどう考えているのかと。そして、今後、どういう方向性に、せつかく条例をつくったんですけども、条例を廃止するのか、それとも特別法と条例と併合して運用していくのか、この点もお聞きしたいと思います。まず、第1点に、この特別法の定義、空き家等とは、そして特定空き家等とは、この定義の部分について、まずご答弁願いたいと思います。

○奥野 学議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 田島議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、空き家対策の推進に関する特別措置法が制定された背景ですが、全国的に適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の面におきまして、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしております。

地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、あわせて空き家等の活用を促進するため、空き家等に関する施策に関し、国による基本方針の策定、市町村による空き家等対策計画の策定、その他、空き家等に関する施策を推進するために、必要な事項を定めることにより、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要があることから、平成27年2月17日に閣議決定され、平成27年2月26日から施行されたものでございます。

ただし、附則第1号、ただし書きに規定する立ち入り調査等特定空き家等に関する措置及び過料については、この平成27年5月26日から施行するものとしたものでございます。

まず、定義ですが、空き家等とは、「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。」とするものでございます。

次に、特定空き家等とは、「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著

しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる」空き家等をいうものでございます。

○奥野 学議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 ただいま答弁いただいたんですけども、当町の空き家、空き地条例等々とまた違って、国の措置法では、先ほど答弁いただきましたとおり、空き家等と特定空き家等との違いをご説明いただいたんですけども、特定空き家等とは、これははっきりご答弁のとおり、危険家屋で、人が住むには大変危険性が多いという家屋を意味していると思うんです。

これの認定等々は、資格のない方が危険家屋の認定はできないと、それらしき技術を持った、そういう認定できる有資格者が認定すべき問題だと、かように思っています。それは、別として。

そしたら、今、説明していただいたんですけども、国の方針は空き家等の定義を述べてるんですけども、そしたら、国の特別法を遵守するなら当町の条例はどうするんやと、条例より上位のものがある限り条例を優先的に執行できないということになりますわね。公務員は法的根拠で仕事してはるんやから、上位法には逆らえないということになりますので、当町の条例はいかがするのかということも最後に一度確認したいと思うんですけども。

問題は、こういう問題をいろいろ縛りかけていくのは結構ですけども、まず、根本的に空き家はなぜ減らないのかということですね。なぜふえるのかという、こういう部分を整理していかんと、幾ら立派なそういう特別法なり条例こしらえても解決できないと思うんです。

はっきり言って、例えば、本来は捨て猫や捨て犬の問題と同様に、人間が最後まで責任を持って管理すべきところを管理しないから危険家屋が発生するということと、そして、問題は、固定資産税の部分があると思うんです。家が建っていれば固定資産税が軽減される、家がなくなれば固定資産税がぐっとアップする。そういう問題を抱えているから空き家がなくなるらない。

例をとれば、住宅が建っていれば2万円弱の固定資産税が、住宅を壊せば、本来の13万円の固定資産税に戻ってしまう。当然、所有者は住まなくなった家でも壊さず置いておくと。この問題ですね。この問題を解決しようと思ったらどうするかといったら、結局、国のほうも訴えている財政上の処置及び税制上の措置と、この問題をクリアしないと恐らくおうちを持っている方は壊したくても壊せないという固定資産税の問題があると。そして、解体費用の問題があると。それさえクリアすればきれいな更地にするのは、当然、所有者も嫌ではないと思うんですね。

そういうことで、当町の条例と国が特別法を施行している部分をどう運用していくかといったら、まず、最後の財政上の措置等、これについて、税の問題になるんですけども、これの措置等を岬町の場合できるのかと。空き家の件数にもよりますけども、そういう特例でそういうことが

できるのかできないのか、まずちょっと担当のほうで説明願いたい。できないと、できないのにこういうまた特別法に対して運用できないと思うんですわ。

ということで、できるのかできないのか、ざくっと答弁願いたいと思います。

○奥野 学議長 財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 これにつきましては、今回、総務文教委員会協議会のほうで説明させていただこうと思っていたのですが、今現在、法は定まっておりますけれども、今回、固定資産税の特例措置ということで、この法令に基づきまして危険家屋という形になったものにつきましては土地に係る軽減部分、小規模住宅、それと一般住宅、その部分の軽減部分が外れるような形になるという状況が今、想定されております。

○奥野 学議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 まだはっきり方向性が見えていないということで、委員会等で説明をいただいた上でこの部分についてはまた質問したいと思いますので、一般質問では一応避けて抑えておきますので、その部分は一番大切なことですので、私も総務文教委員会の担当委員になっていきますので、また、その時期にお伺いしたいと思います。

ということで、こういう特別法が動き出したら、最終的には岬町の空き家及び空き地等の適正管理に活用する条例、これをどう運用していくのか、担当の方にちょっとお聞きしたいんですけども、当町の条例も施行されてから、平成26年4月1日から施行されていますので、もう1年近うなると思うんです。

この運用された経緯で、いろんな協議会等が立ち上げられたのか、運用の経緯を検証されたのか、その部分と2つ合わせて今後この条例をどう運用していくのかということを担当のほうからご答弁願いたいと、かように思います。

○奥野 学議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 まず、岬町のほうで空き家の条例はできておりますけれども、今回、国のほうから、先ほど四至本のほうから説明したように、平成27年度の税制改正の概要というのが示されておりますので、それに従う形で今後、具体的な取り決め、さきの状況が町のほうに伝わってきます。それにあわせて、基本的な部分については、現在、それ以外のものではおおむね整合性がとれておりますが、今後、一部施行が、この2月26日に示されたばかりですので、ガイドラインが正式に示された時点で我々の条例についてもそれにあわせて整合するような形で処理したいと考えております。

○奥野 学議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 担当部長から方向性、この条例の展望性について答弁いただきました。その点については慎重に進めていただきたいと、私ども議会としてもそれは注視して見届ける義務がございますので、両輪のごとく、一つ立派な条例を施行するなら施行する、特別法を遵守するならば、それはまた今後の選択肢で一つお願いしたいと、かように思います。

最後になりますけど、1点だけ、空き家対策に関して、やはり定住という言葉が今、流行ってるんですけども、やはり岬町も人口減少しているので、とにかく外部から岬町に定住してほしいという考え方をぜひともこの機会に、定住者が来られるような空き家対策、これも入れていただいたらありがたいんですけども。

やはり、岬町に自然がある、それはいいところです。いいところですけども、住宅問題で恐らく空き家等で、危険家屋等が多くて、入居するにも入居できる状態じゃないということでこの問題が出て、定住者対策として空き家もいろんな面で利用できないのかという部分についても一つ検討課題に入れていただきたいと、かように思いますので、やはり、岬町の人口が減っていますので、定住者対策としても一つどこかの条文、項目に入れていただければありがたいと、人口増になると思います。

これ、余談ですけども、京都の伊根町という船宿の有名なところございますね。あそこは、人口が減っているということで、これからの子どもを立派に育てるには、やはり教育が大事やと。しかし、教育するにも子どもがいなかったら駄目やということで、京都の伊根町も定住対策を考えて、そして、それプラス子どもたちが一生懸命勉強できるように教育面で給食費と修学旅行費は全部無料で、町の賄いで、そういう教育をしていると。こういうことを耳に挟んでいるのですが、そういう、ちょっと子どもたちの教育に優しいまちであれば、恐らく伊根町もこれから人口がふえると思うんです。

ということで、当町も、やはり定住プラス教育の面においてもそういう賄いができるように財政のほう、努力していただいて、自然もある、そして教育も、すばらしい教育のできる岬町ということにちょっと空き家対策の中に入れていただければ、恐らく人口はふえると思いますので、その点、一つよろしくお願いしたいと思います。

この空き家対策については、私はこの部分で終えたいと思います。

建物の話ばかりで恐縮するんですけども、2点目が安全・安心な公共施設ですね。これは、公共施設といっても、当時、昭和の大合併で大変施設がないということで、小さな施設を大きな施設に切りかえるのに、ばんこばんこ公共施設建てたと思うんです。

しかし、建てたところで、いろんなメンテナンスもできてない状態で、現在、公共施設が存続

してるんですけども、絞って、本庁舎の部分について今回は質問したいと思います。多岐にわたる公共施設を言ったところで、恐らく財政的に無理な話ですので、できる限り、やはり人等が入居している、常に常駐している建物の部分について一度お聞きしたいと思います。

まず、昭和の大合併で合併してから、当町の役場の施設というのは半世紀が過ぎて、当時、合併で建設された公共施設はこの庁舎、何年たっておられるんですかということですね。

そして、老朽化も始まっており、まず一番問題は耐震化ですね。施設の安全対策の対策を本当に考えておられるのか。いろいろ耐震診断の結果も聞いたんですけども、まず、改めてこの岬町の庁舎の安全性についてお聞きします。

1点目は、役場庁舎が建設されたのはいつごろであるのか、正確にお答え願いたい。

そして、庁舎の強度について、強度というのは老朽化の強度じゃなしに、老朽化もありますし、プラス、いつ来るかと予測されている東南海地震に対する強度はどの程度いけるのか。

まず、この2点についてご答弁願いたいと思います。

○奥野 学議長 総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 本庁舎は、昭和40年4月の竣工でございます、築50年を迎えようとしているところでございます。

昭和56年以前の建築物でございますので、現行の耐震基準に照らして、耐震性能を診断いたしました。

その結果、構造耐震指標（I s 値）が通常求められております0.6を大きく下回る0.152という数値が出てまいりまして、大規模な地震による倒壊や崩壊の危険性が高いということが判明しているところでございます。

また、ちなみに総務省消防庁は防災拠点となる建物については0.9以上が必要だということにしているところでございます。

○奥野 学議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 今のご答弁では、築50年経過していると、老朽化対策も当然必要な施設やと。

そして、一番気になったのは耐震の危険度ですね。結構、通常の危険じゃなくして、私の受けとめた考えでは、本当にいつ発生した場合にはどしゃっと崩れてしまうかというような庁舎と思うんです。

これは、財政的に総務部長に答弁していただいたんですけども、やはり素人ではなしに、技術屋さんは当町にもおりますので、技術屋さんの立場からしてどの程度の危険度があるか、まずご答弁できるのでしたら一応ご指導願いたいなと、そういう答弁いただけたらありがたいんですけど

ど、どなたかご答弁していただけないでしょうか。

○奥野 学議長 都市整備部理事、家永 淳君。

○家永都市整備部理事 新耐震基準で設計されていない建物の耐震性能につきましては、耐震診断を実施することでI s値という構造耐震指標であらわされております。

その数値が先ほど総務部長のほうから一定0.6で定められておるということでございますが、この0.6という数字は東南海・南海大地震等の大規模の地震、この地震が発生したときに安全であると考えられている、いわゆる基準の数値でございます。この数値0.6以上あれば、例えば建物の倒壊等の危険性は低いと指針等で示されております。

それを下回った場合は倒壊する危険性があるということで、我々も判断しております。しかしながら、I s値が低いから倒壊する、また高いから倒壊しないと一概には言えないのが現状でございます。

本庁舎につきましては、0.6以下ということでございますから、建物の倒壊、または崩壊の危険性が高い状況と考えられます。

○奥野 学議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 ありがとうございます。大変答弁しにくいところを求めて申しわけないです。

技術屋さんの本音を聞いたかったわけでございますので、やはり、素人が判断するよりも、やっぱり専門家が判断するというのが一番正しい情報、認識を得るということでお聞きいたしました。失礼いたしました。

ということで、いつ来るかわからないこの東南海地震のことを思えば、本当に不安が募るわけですね。

以前、私、東北のほうへ視察に行ったわけですね。その視察は企業誘致の部分で視察に行ったときに、偶然にも問題の大震災があった自治体の庁舎を見たわけですね。その庁舎は当町の庁舎によく似た鉄筋コンクリートの強固な庁舎でした。それが見事にびしゃっとつぶれているんですね。3階建て以上のものが1階建て以下になってるんですね。

その庁舎は、すごいなこれということで、バスの中から眺めて、そして、自治体の役所に行って、この企業誘致の講義を受けて、そして、余談的にこの庁舎はいつつぶれたのですかと。そして、被害状況はどうですかとお尋ねしたら、ちょうど震災が来る前の1年前に新しく庁舎を建設して、移転した後につぶれましたということで、大変不幸中でもラッキーでしたねとって、そういう雑談もしたことあるんですけども、完全に圧死するような感じのつぶれ方ですね。

ということで、今、ご答弁いただいたように危険性が高い。高いということは、それらしき東

南海の地震を受ければつぶれるというほうに認識しておくべきと思うんです。

ということで、私、何も労働者の味方でもなし、ただ言うのでないんですけど、現在、この本庁舎で勤務されている職員さんも結構おりますわね、町職員の定数からいえばかなりの職員さん、そしてパートの職員さんもおられるし、そして岬町住民、町外からでもいろんな関係の人が来町されておりますわね。

この中で、もし東南海地震が発生して、想定すれば、この職員さんの生命、身体、十分に安全であるのかということ常にも私も思っているわけですね。私も、議会のあるごとに役場に来て、常にいろいろ議論したりする中で、地震が来たらどうしようかなと、そういう不安感もあるわけですね。

3階におるから下までおりていって外へ逃げるにはもう時間も間に合わない、まして、下においたら下におるだけで上からの崩れた瓦れきで圧死してしまうということで、そういう不安感を抱きながら職員さんも恐らく勤務していると思うんです。これのマイナス要素というのは大変大きなものです。

ということで、やはり、職員さんと言えども家に帰れば家族がおりますし、身内もおります。この建物に入って執務されている職員さんの生命というのも、公務員ですけども、裏を返せば住民ですので、やはり住民の生命、身体、財産をやっぱり守るのは、当然、役所の責任者になると思うんですけども、その部分について、きのうの一般質問でもある程度かぶるところはあるのですが、そこは割愛しているわけでございますけども、別に重複しても結構ですから、ご答弁いただきたいと思います。

以上、申し上げた中で、危険な庁舎として現状のまま業務をするわけですけども、ただ、きのうのある方の質問では、スピード感の問題でいろいろ議論していましたが、やっぱり、これスピードが速い、遅いの問題じゃなしに、まず庁舎をどうするかということですね。

財政的に今のところは基金も積み立てているということをお聞きしたんですけども、問題ないというようなご答弁いただいたんですけども、この問題について、庁舎建設に向けた建設基金を実施されているのか、それとも、まるっきりされていないのか、その部分について、まず担当のほうからお聞きしたい。その結果、またちょっと次の質問に行きたいと思いますので。

庁舎基金を積み立てされているのか、されていないのか。されているのとされていないのでは、全然、地震に対する認識度が変わってきますので、まず基金化されているのか、されていないのかのご答弁をいただいてから次の質問に入りたいと思います。

○奥野 学議長 総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 基金につきましては、本町では公共施設整備基金、これは設けておりました積み立てをしておりますが、庁舎の整備を特定の目的とした基金は設けられていないところでございます。

庁舎の整備につきましては、多額の経費を要する事業であることは明白でございます、また、補助制度のない町の単独事業となる見込みでありまして、これを円滑に進めるためにも特定目的基金を設け、準備を始めたいところでございます。

しかし、現在のところ、行財政改革を進める中、財源の確保が大変厳しい問題でございます、ハードルの高いところだと考えております。

○奥野 学議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 財源の厳しいのは、きのうの会派代表質問から、そういう一般質問から答弁をずっとお聞きしてるんですけども、厳しいのは100%私も認識しております。

ただ、財政が厳しいからといって、優先順位はどう捉まえるのかと。まず、義務的公共事業は必要です。しかし、人間の生命とてんびんにかけたらどっちが重いのかなとなれば、当然、常識ある方は生命が重いということをお答えすると思うんです。

やっぱり、義務的なそういう公共事業というのはやらなければいけません。やはり、皆、福祉のためにやらなければいけないんですけども、生命の部分についてどうするのかとなれば、恐らく僕は僕なりに個人的に生命のほうが優先順位を大事にせないかんということを僕は個人的に申し上げるんですけども。

そしたら、今、きょうあすじゃないんです、ということで、恐らくいつ来るかわからないだけであって、あした来るかもわからないし、10年後来るかわからないし、必ずこれは来るんですね。来るんですから、やっぱり来るだけの危険庁舎の基金を積み立てて、たとえ2分の1でも積み立てて、そして手だてをしておかないと来てからでは遅いと思いますので、それじゃ、方向変えて、庁舎を新設する基金がもう大変、財政的に無理やというならば、いろんな方法もあるんです。

やはり、財政的に厳しいのであれば、どうするかといったら、あるものを使いましょうと、現在あるものをね。そして、なければ、どこか建てていただいた部分、賃貸で入りましょうと、そういう選択肢があるわけですね。

ということで、財政的にもそんな庁舎を建てるような基金は無理やというのであれば、基金もわずかに積み立てながら、他の施設を利用すると。

僕、勝手なことを言ってるんですけども、例えば、きのうの質問の中でも、これから子どもさ

んが減少して、小学生児童の入学が少なくなって、当然、これからは統廃合せざるを得んような教育になると思うんです。

その場合に、耐震化が済んだ校舎はあいてくるんですね。あいてきた校舎を一時そういう緊急避難的に運用すれば、やはり、若干、運用するには勝手が悪いんですけども、やはり勤務している職員さんにとったら、勝手が悪いよりも安全な施設のほうが喜ぶと思うんです。それは、もし、そんなことないと言うのであれば、一度、それを各職員さんに無記名で調査して、どんなんやというデータをとって検証してもらっても結構ですけども。

ということで、はっきり申しまして校舎を運用する方法もありますので、そうした場所が狭いといえば、体育館のあいたところに、体育館に議場をこしらえたら、そんな立派な議場は要らないと思うんです。やはり、議論できる部屋であればええと思うんです。

そういう方向性もございますし、そして、以前、南海電鉄さんといろいろだまされて、条例改正したんですけども、駅前整備の部分についてもまだまだお話できる余地があるんです。南海と岬町の協議の部分がまだ協議が解決されていないんです。ですから、みさき公園の駅前に南海さんの力で建てていただいたビルの中に岬町が入るという方法もあるんですね。

それにはやっぱり順序立てて、いろんな信頼関係を保っていただいて、そして、そういうビルに入るとか、そういうような方法がございますので、まず、安全・安心な公共施設と言っていますけども、安全・安心な役場庁舎について絞って今質問しているんですけども、また次の機会があれば、他の施設についても質問したいと思うんですけども、まずは職員さん、この方の安全を考えたら今申し上げた選択肢がございますので、この選択肢を取り入れていただけるのか、その答弁については、もう担当部長はいいですわ。よろしいですか、担当部長。最後に町長に一番つらい答弁してもらわないかんですけれども、部長、そういう計画をやられているのやったらやられている考え、答弁してもらっても結構ですけど、最終的に町長にまた答弁していただけたら。

○奥野 学議長 総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 安全・安心な庁舎の確保につきまして、建設的なご意見をいただいたところでございます。

今後の進め方としましては、現在、策定に向けてパブリックコメントを募集しております岬町公共施設適正化基本方針に基づきまして具体化を図ることになります。

各公共施設にはそれぞれ設置目的や使用状況に違いがございますので、それぞれの特性を踏まえた上で施設の活用、また、再編に向けた検討、取り組み方針を定めていくことになっております。

本庁舎につきましては、耐震性に欠けるとともに、築50年になろうとしておりまして、国が一般的な耐用年数としております60年が見えてきているところでございます。

庁舎の整備につきましては、本日いただいたご意見も踏まえまして、庁内で整備に向けた構想を一定整理した上で広く住民の意見を求めて具体化を図ってまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 田島議員の意見にお答えさせていただきます。

いろいろと庁舎のことでご心配をおかけしております。これは、各議員さんも同じようなご意見を頂戴しておるのですが、非常に判断の難しい問題でありまして、まず、近い将来起こるであろう南海地震、そういったことを想定しますと、どの建物も全て倒壊しない、耐震化のある建物にしておく必要があるということは言うまでもないと思います。

そんな中で、やはり一番、今、優先的に考えていってるのは、まず子どものいる施設、つまり保育所、幼稚園、さらには文化施設等が一堂にして住民の方が参集、参加されている場所が多いでございます。

そんな中で考えますと、そういったものを考える中で、じゃあ、庁舎はどうでもいいのかというわけではないんですね。

これは、住民の貴重な情報管理、そういった貴重な財産を保有しております。また、ここにはかなりの職員の数もここで仕事をしておりますので、そういったことを考えると、庁舎も同様の考え方に立たなければならないなど、このように思っております。

小学校については、もう既に平成27年度で100%耐震化が終わりますので問題はないかなと、このように思っております。

そんな中で、庁舎については、先ほど総務部長が説明したとおり、補助がないので単独でやらないといけない。概算ですけど、約10億円程度のお金が単独にかかる。他の事業については、大体補助がついておりますので、50%ないし55%の補助がありますので、場合によっては、補助のある上に交付税でまた返ってくるのもあるんですけども、この庁舎の建てかえは全く国も矛盾しているのではないかなということ、市町村長会議等でいつも私は言っているんですけども、なぜ庁舎が補助事業の対象にならないのかということも申し上げております。

と言いますのは、やはり一番危機管理を有して、住民に災害が起きた場合にいち早く情報発信しなければならないということがありますので、庁舎はやはり補助を、いわば事業として認定してほしいということを国のほう、また、上へも要望していただきたいということで、おおむね古い庁舎を持つておる首長さんは同様の考え方であろうと、このように思っております。

そんな中で、じゃあ、苦肉の策といったら大変住民の皆さん、議会の皆さんに申しわけないんですが、庁舎を建てかえるだけの今、私どもの能力はございません。庁舎だけやれというなら、これは10億円ぐらいの金はちゃんとできますけども、他のことを考える、弱い子どもたち、弱い障がい者、そういった方たちのための施設を最優先すべきだと思いますので、あれやこれやとやっていると、かなりの費用がかかるということをご理解していただきたいと思います。

そのために、せつかく町のほうが、無断耕作といえども、耕作をして、いわば第二の人生の中で、また老後、野菜をつくりながら楽しみながら、そして健康管理をしている坊の山の方々に大変申しわけないとは思っていますけども、我々としては万が一庁舎が崩壊するようなことがあってはならないということで、まず、屋上にあります情報発信基地パノラマなんですけど、情報発信基地並びに防災備蓄倉庫、災害が起きたときに備蓄倉庫を4階に保存をいたしております。その2点をまず坊の山に仮に移設をしていこうと、万が一に備えておこうということで、いつでも情報発信ができるように、また、いつでもそういった備蓄をして食料品、また、そういったいろんな災害の備品を住民の皆さんに提供できるようにしておこうということについては既に今予算で一応調査費の計上をさせていただいております。

また、国が一般的に耐用年数というのは60年と、こう言っておりますので、50年だから大丈夫だということは決して言っているわけではないんですが、今、とりあえず庁舎の建てかえについては、やはり議会の意見も大事ですが、住民の意見を十分聞いた上で、この庁舎を移転すべきか、また、ここへおくべきか、さまざまなご意見をいただいた中で判断したいと思っております。

私としては、やはり、今、岬町の現状を考えますと、どうしても丸い円盤が斜めに回っている、つまり中心の深日地区が最も衰退化しながら、それにつれて多奈川も衰退化してきている。淡輪のほうの北からの入り口のほうはそれ相当のまちの体をなしておりますけれども、深日、多奈川についてはまちの体をなしてない、そういったことを考えますと、どうしても中心をしっかりと、活性化させながらいくということで、深日港の活性化ということを私は念頭においております。

そういうことですので、議員さんおっしゃる貴重なこの庁舎の耐震化については、即対応する必要があると十分感じております。

できるだけ早い機会に、住民の意見をお聞きした中、また議会の皆さん方のご意見を頂戴した中で判断をしまいたい、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

ちょっと訂正いたします。先ほど、10億円程度と言ったのは、20億円程度でございます。

失礼しました。

○奥野 学議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 いろいろ答弁いただきましたら、財政的な要因が、本当に悔しい思いがあるんです。

総務部長もそういう基本的な計画等々については、十分やっけていただいているということは答弁の中でも、平生からお聞きしてわかっているんです。そして、町長の本音をお聞きいたしました。庁舎だけなぜ自治体の単独事業やと、これ本当にいったら、町長がおっしゃるとおり、けしからん話です。

やはり、地方創生とかいろいろ言っていますが、結局、村があつて町があつて国ができていますので、村をおろそかにしていけば、必ず国も滅びるということを今の政権等がわかってないわけですよ。

ということで、単独事業で20億円のお金というのは大変大きなお金です。裏手の坊の山も今まで放ったらかしの部分を、田代町長になって、やっつとみこしを上げて、そして今、立ち退きをしていただいて、これからまたフェンスしたりいろんな事業を、当初予算見させていただいてますけど、結構お金の要る事業です。

しかし、町の財産を守るのはやはり公務員ですので、守るための費用というのは、当然反対すべきでなく、賛成すべきものです。今まで放ったらかしていた財産をやっつと自分の財産ということで台帳にもきっちり評価を載せていただく、こういうことは当然、財政苦しくともやっけていたかなければなりません。

庁舎の建てかえと言ったら、深日港、この部分は中心地やということは十分理解しております。ということで、私の立場からしたら、やはり、労働者の命を守るということを忘れないで、一つ、何が優先かということを経後の予算の執行に優先順位を今後つけていただいて、そして大切な税金を有効に使っていただくようお願いしたいと思います。

そして、最後に申し上げたいのは、町長もちょうど折り返し地点で、今まで頑張っていたということの評価しております。深日港の問題にもこの問題等々、大変頑張っていたと思います。

ということで、もう一つお願いしたいのは、庁舎を安全な庁舎に選択肢を一度考えていただいて、残された2年を、田代町長大したものやと、やっぱり職員の生命を思っつていい選択肢をされたという結果を出していただきたいので、あと2年ほど、私、見届けたいと思いますので、一つ賢明な町政運営をしていただきたいとお願いをしまして、庁舎の部分については、議会もこれか

ら単独事業じゃなしに、国も補助制度をしてくれという要望なり陳情なりを上げたいと、かように思っていますので、両輪のごとく頑張っていきたいと思えます。

以上で、私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○奥野 学議長 田島乾正君の質問が終わりました。

次に、中原 晶君。

○中原 晶議員 日本共産党の中原 晶です。

安倍政権が進める消費税増税によって岬町でも暮らしが成り立たないといった声が広がっています。増税不況とも言える深刻な状況が進んでおり、内閣府でさえ消費税率の引き上げが今日の景気悪化の原因であることを認めています。

安倍首相は、10%への増税を2年後に必ず実施すると宣言しましたが、そんなことを許せば住民の暮らしが壊され、景気がさらに冷え込み、今でも深刻な地域経済にさらに拍車をかけることは目に見えています。

アベノミクスによる円安で物価が上がり、暮らしに重い負担がのしかかっています。大企業がもうかれれば、その恩恵がいずれ庶民の暮らしに回るという安倍政権の経済政策は、大企業と富裕層には空前の利益をもたらしましたが、働く人の実質賃金は18カ月連続のマイナス。年収200万円以下の働く貧困層は全国で史上最多の1,120万人に達しています。アベノミクスがもたらしたのは、格差の拡大だけだったということは事実が示しています。

安倍政権は社会保障の自然増の削減を復活させ、介護、年金、医療、生活保護など、あらゆる分野での社会保障の切り捨てを進めようとしています。高齢化率の高い岬町では、他の自治体に比べ、より深刻な事態を生むことになりかねません。社会保障をなで切りにしながら、大企業には2年間で1.6兆円もの大減税を行う計画で、そんなお金があるのなら、福祉の充実のためにこそ使うべきです。

雇用の分野でも、働く人の雇用のルールを壊し、雇用全体の4割近くに広がっている非正規雇用をさらにふやす労働者派遣法の改悪を進めようとしています。

サービス残業やブラック企業が横行し、過労死、過労自殺が急速に増加しています。最低賃金が低く、幾ら働いても貧困から抜け出せない状況も続いています。あらゆる分野で暮らしを直撃する安倍政権の悪政から住民の暮らしを守る最後の防波堤が、一番身近な地方自治体である岬町の役割です。その責任を自覚して、住民の暮らしを守る責任を果たすよう強く求めて質問を始めます。

昨日行われた町政運営方針に基づいて質問をさせていただきます。

初めに、町政運営方針の基本政策1、みんなで進めるまちづくりの中で、町有財産の適正管理として述べられた坊の山の管理と活用計画について質問いたします。

岬町役場の山手に位置する通称坊の山ですが、古くからの複雑な経過があり、町有財産でありながら長らく多くの方々方が耕作してこられた事実が存在します。

言うまでもなく、公有地の無断耕作は許されないことであります。しかしながら、耕作者の中には、町有地であることの明確な認識がない、いわば善意の耕作者も含まれており、今回の突然の立ち退きの措置は余りに乱暴で、耕作者の混乱を招いていると言わざるを得ません。耕作者との合意を前提とした解決をみることを求める立場から質問をさせていただきます。

まず、当該地における過去から現在に至るまでの経過を、概略で結構ですのでご説明をいただきたいと思います。

○奥野 学議長 総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 坊の山につきましては、いわゆる、通称坊の山でございますが、昭和31年7月28日に、当時の所有者である川崎重工業株式会社から岬町に寄附をされております。

その後、昭和50年代でございますが、大阪府が坊の山の一部で役場に近いほうでございますが、急傾斜地事業を実施いたしました。その際、岬町は耕作者がおられたということで離作補償をしております。これが昭和54年度と昭和55年度の経過でございます。

昨年度でございますが、平成26年度予算におきまして坊の山周辺の境界にフェンスの設置費用というものが予算化されております。

平成26年3月でございますが、この事業に着手するという目的のために、町有地であること、また管理用フェンスを設置すること、私有物などを速やかに撤去していただきたいことを記載いたしました看板を9カ所設置いたしました。

耕作者の方々、また利害関係の近隣の住民さんにもどのような対応かということではいろいろお尋ねもいただいたところでございます。

そこで説明会を開催しますということにさせていただきまして、昨年、平成26年6月7日に第1回目の説明会をさせていただいたところでございます。

その後、おおむねのフェンス工事の概略等が決まりましたので、ことしになりまして、1月24日でございますが、再度、説明会を開催させていただいて、議員ご指摘のとおり、無断耕作者とはいえ、皆様のご意見をお聞きして、また近隣の住民の方々のご意見もお聞きして、円滑に進めようとしているところでございます。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 私も、今、ご説明いただいた中での説明会、2回目の説明会でありましたけれども、傍聴をさせていただきました。一部の耕作者とは、私が傍聴させていただいた限りの印象においては、立ち退きの合意に至っていないと受けとめています。

説明会の運営そのものについては、参加者の質問や意見を聞きながら、穏便な解決を図ろうとする担当課の努力は感じたところであります。

しかしながら、1回目の説明会で出された質問への回答が十分に準備されていないなど、参加者にとっては不誠実さを感じる点があったように私は思いました。

この先もまだ説明会が開かれるというふうに、その第2回のところでもおっしゃっておられましたので、これまで出された質問をきっちりとそこで返していく作業ですとか、要望に応じていく活動、丁寧な運営を心がけていただきたいと、このことについては要望しておきたいと思えます。

引き続きお尋ねをいたします。今後の活用計画についてお聞きをいたします。

町政運営方針の中では、今後の活用として、本庁舎に設置している防災関係設備の移転などおっしゃられておりましたが、より詳細な計画をお聞きしたいと思います。

先ほどの田島議員への答弁の中で、田代町長から、防災発信基地、それから備蓄倉庫の移転を坊の山にとお考えの発言がございましたけれども、坊の山は非常に広い敷地でありますから、その敷地内のどのあたりに、いつの時期に、どういったものを設置するのか。規模や建設費についても示されてしかるべきではないかと私は思うところであります。

また、防災発信基地ということでありましたが、この基地だけであっては駄目なわけで、恐らく附属した設備であるとか、いろんな附属物が必要ではないかなと思いますので、今後の計画について、もう少し詳細にお示しをいただきたいと思えます。

○奥野 学議長 総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 坊の山につきましては、今後、適正な管理をするとともに、一定有効利用を図っていこうという考え方でございます。

先ほど、町長も申し述べたところでございますが、防災無線設備や防災備蓄品の移転を初めとして、その他、ご指摘のとおり大変広い地域でございまして、町有地でございまして、有効利用策の立案に向けた基本的な調査を行うということで考えております。

来年度予算には、坊の山有効利用基本調査委託料といたしまして100万円を計上させていただいているところでございます。

土壌の性状など、物理特性の調査も行った上で、また全体的な、先ほど申し上げた防災無線関

係の設備の移転も含めて、全体的なさらなる深日地区に存在する大きな町有地の土地利用構想の策定に向けた条件整備など、その辺を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今、お答えをいただいたところでいうと、詳細な設計というのはこれからということなんでしょうね。

一つ、備蓄品の移転のことで申し上げますけれども、これ少し話はそれますけれども、危機管理分野であります、重々承知のことと思いますけれども、たくさんものを1カ所に備蓄しておくということは、余り現代的な考え方ではないわけなんです。いろんな地域に、今、岬町内でももちろん進められているのは存じ上げておりますけれども、いろいろな地域にその被災地ですぐに使える、すぐに取りにいけるといふような形で保管しておくというふうには、備蓄品については保管はそのように、これは全国的にそうなってますし、岬町もそういう方向で進められておりますけれども、そういうことになりますから、1カ所にあの大きなものを置くと、必要なものはいくらにすべしといふにすればいいんですけれども、それを分散させて各地域に保管をしていくということも同時にお考えいただく必要もあるのかなというふうに思います。

ちょっと備蓄品のことが議論になりましたので、私の考え方を一言、それについては述べさせていただきます。

それから、元に戻って、今後の計画のことですけれども、やはり、こういう立ち退き、またフェンスの設置というふうには、その事業を進めていかれるのであれば、その後の活用についてもある程度の説明をいただくべきではないだろうかというふうに私は思います。

現時点に至るまで、議会においても、耕作者を対象にした説明会においても、今後の活用計画についての詳細な説明は行われておりません。その点については、私は率直に申し上げて不自然さを感じるところなんです。

そういう経過を見ましても、耕作者の一部に納得して立ち退きに応じられない、そういった感情が発生するのも当然ではないかというふうに考えるものであります。

何事もそうですが、事業というのは、やはり通常、何かの目的があって、いつの時期にどういったことを行うか、構想があった上で、逆算して準備を進めていくものであると私は考えますので、今回のことと言いますと、立ち退きとフェンスの設置ということが先行的に進んでいるという印象を強く感じているところでもあります。

今後、計画を構築していくという発言でありましたので、議会に対してはもちろんですけれども、耕作者を対象にした説明会などでも坊の山の活用計画について明らかにしていくことをこの

場では求めておきたいと思います。

何か、今、私が言うたことにかかわって発言がおありのようですので、特に質問はしていませんけど、どうぞ。

○奥野 学議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 質問はいただいてませんけども、あえてこのことについて少し議員さんとの考え方の乖離があるんじゃないかなと私は思うんですが、実はまず財産を、貴重な町民の財産を管理するというのは、これ行政の責務だと私は思っております。

そんな中で、今まで、先ほど田島議員から厳しい指摘を受けましたけども、今まで放ったらかしたやないかと、このことが非常に私には胸にぐさっと来ております。

しかし、放ったらかしたんじゃないしに、それはもう当然ですけども、今までやはり耕作者があったということで、なかなか行動に移せなかったというほうが適切な言い方かなと私は思っております。

それと、先ほど議員さんが町有地と知らないでつくってたという方もあるとするなら、その方は自分の土地でないのわかっててつくってはったかどうかという問題なんですよね。もし、知らないでつくって、例えば町でなかったも、よその土地を無断使用していいのかということにはならないと私は思っております。

そんな中で、まず1点目は、いわば住民の貴重な財産を管理する責任上、今回、無断耕作者、または知らないで耕作された方々に大変申しわけないけども、そういった市民農園なるものを別に提供して、そして、そこで希望する方はやっていただく計画を今、立てております。

そんな中で、今回、この庁舎が万が一、先ほど田島議員さんの質問にも答えましたが、万が一倒壊した場合に、住民の情報管理、また住民に危機管理を発することができない、また備蓄、そういったものの提供ができないということから、ここの本庁にあるものをあそこに仮に移転したいと。その万が一に備えた計画をしたいと。そのために、どのような形にするかということで、まず調査をやっていこうと。

それから、調査の中で出てくるいろんな土壌の問題とか、傾斜地の問題とかあります。昨年、大雨であの下流に住んでおられる方に大変ご迷惑をおかけしました。というのも、水路があふれて、耕作しておられる畝というんですか、畝の溝の合間が水路になって下のほうへ床下浸水をさせてしまった。

こういう経過から見た場合、やはり、これは行政の責任であって、副町長の謝罪し、なおかつ、理解を得られない、私も直接行っておわびを申し上げて、今後こういう計画をやっていくという

ことを申し上げた中で、今回の町有財産の管理等を含めて、庁舎が万が一倒壊した場合の、そういった緊急の策としての今後、仮のそういった設備をやっ払いこうということでもあります。

ですから、耕作者の十分なお意見を聞くのは当然ですけれども、私はそういうふうな形でやっていますけれども、やはり無断で耕作されてる方にもその辺をしっかりと理解をしていただかないと、自分の土地でないのにそれを黙って使っているのかということにはならないということは、議員と私の考え方の違いだということだけは申し上げたいと思います。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 私は、この質問の冒頭の部分で、言うまでもなく、公有地の無断耕作は許されないことであると初めに明言をさせていただいておりますので、その点については共通すると私は思っています。

町長は、そうはお思いでないように思っていますか。ありがとうございます。

今、町長がお出ましをいただきまして、財産の適正管理、それはもっともなことなんです。私も初めに申し上げたとおりのことでもあります。

その点にかかわって、最後もう1点お聞きをしておきたいと思います。

財産の適正管理ということで進められている事業でもあるわけなんです、町有地であるという事実はそうなんです、その理由だけで現在耕作しておられる方々に対して立ち退きを強制することが法的に瑕疵がないというふうにお考えかどうか、そのあたりについてお聞きをしておきたいと思うんですね。

町有地であるということで、持ち主から出ていってほしいというのは当然の態度かもしれませんが、先ほど町長がおっしゃったとおり、今まで放ったらかしてたという言葉をお使いになりましたが、それは心情的なことももちろんあって、耕しておられるんだからということで、結果的には見て見ぬふりといいますか、そういう温かい心情もあってのことかと思いますが、それは、こういう言葉を使うのが適切かどうか、私から見ると、例えば時効の中断措置が行われていないということになるわけなんです。

そういった中で、農地法であるとか民法であるとかさまざまな法律がありますが、そういったものに照らして、町有地ですという理由だけで現在の耕作者に対して立ち退きを強要することができると思っているのかどうか、それは法的に瑕疵がないということになるのか、町の考え方を聞きしておきたいと思います。

○奥野 学議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 恐らく、時効取得の問題をおっしゃってるんじゃないかなと私は思うんですが、全く

知らないで使った場合は時効取得もあり得ると、そのようには思っております。

ですから、今回の耕作者の方々に対しては万全の理解を得るということの中で話し合いをするようにと私は指示をいたしております。

そして、かつ、できるだけ対策として今の農園を、いわば野菜、そういったものをつくりたいという方があれば、少し離れた場所ですけれども、個人地をお借りして、そこに市民農園、貸し農園たるものをしっかりと整備をして、5月ごろがめどだと聞いておるんですが、6月になるかもわかりません、これははっきりは言えないんですが、をめぐりに、そういった方々への対策も講じていくというふうにしております。

先ほど、議員おっしゃってる、じゃあ、立ち退きを強硬にやっていいのかということについて、法的に何ら拘束はないのかといたら、拘束になる部分もあるというふうにも理解しております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今、町長のほうから万全の理解を得た中で進めるように指示をしているということで、また、貸し農地ということで代替措置といたしますか、そういうことも検討していることが述べられましたので、その点についても今後の説明会の中で十分に現在の耕作者と話し合っていたいただきたいと思います。

説明会の中では、今後の坊の山そのものの維持管理について、きちんと約束事を交わしておきたいとか、そういった声も出ておりますので、説明会、またほかの場でももしかしたら何らかの意見や要望が出るかもしれません。

不当な要望に応える必要は一切ないんですが、老後の楽しみだとか、健康の維持のためにとか、説明会でもそういった言葉がありましたので、やはり、そういったことにも配慮いただいて、また、町として法的に瑕疵が発生しないようにということにもご留意をいただいて、耕作者の声をよく聞いて誠実に対応していただきたいと思います、この場では求めておきたいと思います。

この件については終わります。

二つ目の質問をさせていただきます。

町政運営方針の基本政策2では、来年度から始められる子ども・子育て支援新制度に対応するために、子ども・子育て支援事業計画と第2次次世代育成支援行動計画及びみさき健やか21に基づいて、子育て支援策を進める考えが語られました。

現在は、計画策定の最終段階であり、計画が決定される直前の時期ではありますが、一層の子育て支援策の充実を求める立場から2点質問をさせていただきます。

1点目は、ファミリーサポートセンター事業の設立です。

昨年12月議会でも質問いたしましたが、新たな計画策定の最終段階を迎えていることから、この機会に改めてお聞きするものです。

新しい計画を策定するに当たって行われたニーズ調査でも、ファミリーサポートセンターの設立には一定のニーズが認められておりますが、計画案の中では実施時期についてはどのように記載されているか、確認をしたいと思います。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 お答えいたします。

ファミリーサポートセンター事業は、安心して子育てができるよう、子育ての手助けをしてほしい人、利用者と子育ての手助けができる人、協力者が会員となり、アドバイザー立ち会いのもと利用者と対象の子ども、また協力者とでペアリングを行うことにより、地域の中でお互いに助け合っていく制度で、子ども・子育て支援新制度における地域の子ども・子育て支援事業にも位置づけられているところでございます。

ファミリーサポートセンター事業につきましては、大阪府下では38市町村で実施をされております。

また、近隣市町では、生後3カ月から12歳までの子どもを対象に、保育所までの送迎や保育所の開始前、あるいは終了後、学校の放課後などに子どもを預かるなどの相互援助活動を行っていると聞いております。

本町では、子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たりまして、実施いたしましたニーズ調査から算定いたしましたファミリーサポートセンターの必要量は、年間延べ300人から500人程度、1日平均1人から1.5人程度利用すると見込まれており、現在、策定中の子ども・子育て支援事業計画において、平成31年度までに事業を開始する予定と明記する予定となっております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 計画期間中、平成でおっしゃいまして、平成31年度までにとということでおっしゃいました。西暦でいうと2019年ということになりますけれども。

その期間内にこのファミリーサポートセンターを設立しますということでありまして、そうなりますと、放っておくという言い方が適切かどうかわかりませんが、やはり、エネルギーの要る事業でありますので、最終年度に設立みたいなことになっちゃうんじゃないかなと私は心配をしてるんですよ。

というのも、今、新しくつくろうとしている計画案ですけれども、その前の期間にも同じよう

な子育て支援を目的とした計画がありました。そこでもファミリーサポートセンターはこの5年のうちに1カ所つくりますというふうに書いてあるんですよね、目標として。

一応、目指しますという言葉が書いてあるから、目標で、実現できるかどうかかわからないということも含まれているんでしょうが、前のときにも書いてあったけどできてないわけなんですよ。ですので、この5年間でどうしてもやるべきだというふうには私は思うし、できるだけ早く、最終年度に立ち上げということではなく、1年でも2年でも早く立ち上げていただきたいというふうに思っています。

何年に立ち上げましょうというのを決めて、その準備期間というものも必要になりますから、早く年次計画を決めて、可能な限り早期の事業の開始をこの場では求めるにとどめたいと思います。

もう一つ、子育て支援にかかわってお聞きをいたします。

子育て支援の拠点である子育て支援センターの充実を求める立場から、遊戯室への冷暖房設備の設置について質問をいたします。

来年度、プレールームへの冷暖房設備の設置を町としてはお考えのようで、支援センターの重要性や、その果たしている役割については町としても認識されているところとお見受けをしております。

センターには幾つもの部屋があり、園庭も含めて子ども連れの保護者が多く利用しており、保育室への冷暖房の設置も順次進められております。ところが、屋内の施設としては一番規模の大きい遊戯室には冷暖房設備が設置されておられません。

聞くところによると、イベントを遊戯室で実施しようと計画していたところが、適切な室温が確保できないということから、部屋を変更して実施したということもあったようです。

どの部屋でも子どもたちがのびのびと遊べて、保護者にとっても過ごしやすい環境を提供するために遊戯室への冷暖房設備の設置が求められるものと考えますが、設置の必要性の認識と、認識されているならば、その計画についてお尋ねをしたいと思います。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 まず、子育て支援センターにつきましては、現在、ご指摘のように遊戯室のプレールームには冷暖房設備が設置をされておられません。このことから、暑い、または寒いときなどは、冷暖房設備のある部屋で遊ぶよう声かけをして対応してきたところでございます。

冷暖房設備のない部屋への設備の設置につきましては、その必要性については十分に認識をしております、平成27年度当初予算編成時においても議論されたところでございます。

プレールームにつきましては、平成27年度に設置をすることとなっております。

また、遊戯室につきましては、部屋の面積が広くて容量の大きな冷暖房設備が必要であり、設置するには受電設備を現在の低圧から高圧の受電設備に切りかえが必要となることから、多額の費用が必要となることが判明をいたしております。

このことから、現在、電気ではなくガスによる冷暖房設備で対応できるか、また、そのランニングコストも含めて検討することとしております。

今後は、この検討結果や財政状況も考慮しながら、設置に向けて努力してまいりたいと考えておるところでございます。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 担当課としても、町としても十分認識があるというふうに感じているところありますので、今後、財政的な面が大きいのかなと思いますけれども、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

この点についても、早期の設置を重ねて求めて、この子育て支援にかかわっての質問は終えたいと思います。

引き続きまして、町政運営方針の基本政策4、新たな活力の創造と心うるおう観光まちづくりについて質問をいたします。

町政運営方針では、野生鳥獣による被害の広がりと言及され、有害鳥獣の駆除と被害の軽減を掲げておられます。

これまでもさまざまな努力をされてきたことと思いますが、一層の拡充策が必要ではないかと考えるものであります。来年度からの新たな施策の充実がありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

○奥野 学議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 中原議員ご質問の、鳥獣被害対策について述べさせていただきたいと思えます。

来年度の予定に入る前に、まず、現在岬町が行っている対策についてご説明させていただきます。

本町では、平成16年2月に、他の市町村に先駆けまして、岬町有害鳥獣対策協議会を立ち上げまして、鳥獣被害対策に取り組んできたところでございます。

本協議会は、農業委員会、実行組合、それから猟友会の16名のメンバーで構成され、捕獲おりの設置等、鳥獣対策を講じて、農作物被害の軽減に努めてきたところでございます。

最近の対策の強化としては、岬町緊急捕獲等計画を作成し、現在、国の鳥獣被害防止緊急捕獲等対策の交付金を活用して農作物の被害防止に努めているところであります。

具体的にどのような内容かといいますと、当町に登録しておられる捕獲者は15名おられ、1頭当たり捕獲すると成獣で8,000円、幼獣で1,000円を支給します。年間約400頭以上のイノシシの捕獲に努めてきているところであります。

近隣の各市町村の捕獲数は、岬町は平成25年度で376頭であり、泉州地域では捕獲頭数は1位でございます。堺市以南では2番目が岸和田市で160頭、和泉市、泉佐野市、泉南市、熊取町、阪南市、貝塚市、堺市となっております。岬町がいかに強力に有害鳥獣対策を行っていることがこれからもおわかりいただけると思います。

したがいまして、平成27年度の国への要求は400頭、この制度を活用して予定しております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 町として、補助金も活用しながら有害鳥獣対策について努力をしているということが今のご回答で理解はできましたが、やはり、緑の非常に豊かなこのまちで暮らしていくためには、今、恐らくとても頑張っておられるとは思いますが、この頑張りだけではうまく野生の有害鳥獣と共生をしていくということは難しいという状況にもなっているんだろうというふうに思うんですね。

今、続けている努力についてはずっと続けていっていただけたらいいと思うんですが、より一層の充実が必要なんじゃないかというふうに私は考える立場であります。

先ほどご紹介をいただきました緊急捕獲等にかかわる補助金ですけれども、これは3カ年で、一応、時限的な措置ということでもありますね。

その後も続けばいいんですけれども、そこでもし次の引き続き継続されないというようなことが明らかになった場合は、やはり継続を国に対して求めていくことだとか、あとは侵入防止柵の設置の費用の助成であるとか、いろんな方策は考えられると思いますので、ぜひ、今後、より一層の充実を図っていただきたいというふうに思います。

充実を図るには、やっぱり有害鳥獣の生息の実態の調査というか、ある程度把握が必要になってくるかもわからないなと思っているんですけれども、そのことも含めて一層の有害鳥獣対策の拡充をこの場では求めておきたいと思います。

時間があれば、また後で。

私、今回、たくさん欲張って質問項目を掲げておりますので、まずは一通り最後まで質問させ

ていただきたいと思います。

五つ目の質問、基本政策5にかかわって質問いたします。豊かな自然の中で安心して暮らせるまちづくりについて質問をいたします。

町長は、コミュニティバスは住民にとって重要な交通手段として定着していることから、引き続き効率的な運行形態を目指し見直しを図りますと述べておられます。

効率性はもちろん重要であります、目指すべきは住民の要求であります。住民にとって重要な交通手段として運行継続の努力を払っていることは前向きに評価する立場であります。

地域の方から、赤バスがなくなってしまうのではないかと、本線は残しても支線を廃止するのではないかとといった不安の声もお聞きする中、住民が安心して利用ができ、利便性の高い運行を行うことが必要であるとする立場であります。

住民の要望として、運行本数をふやしてほしいという根強い要望があります。その声に応えるために、以前のように、1時間に2本の運行を目指して、部分的にでも改善できないか検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 現在のコミュニティバスの事業者の収支の状況でございますが、まず、平成24年度、平成25年度とも赤字になっておりまして、また、本年度についても赤字となる見込みで、厳しい運営状況になってるというふうに聞いております。

このことから、議員先ほどもご発言されましたように、運行会社の撤退という事態も懸念されることから、まずは現在のコミュニティバスをいかに安定的に運行させていくかを第一に考えていく必要があると考えております。

一方で、本町は高齢化率が高く、今後、ますます高齢者が増加していく中で、住民の移動手段としての役割が大きくなっていくということが予想され、利便性の向上も検討していく必要があることも理解をいたしております。

このことから、本町の財政状況は非常に厳しい状況にあることも踏まえながら、まずは安定的な運行の継続を第一に考え、利便性の向上については引き続き検討、努力してまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 部分的な改善も含めて運行の便数をふやすことを前向きにご検討いただきたい。そのためには、やはり厳しい財政状況の中ではありますが、岬町からの財政的な負担をふやすということは、私は避けられないというふうに思っています。

住民の皆さんの声に応じて、ぜひ前向きな努力を求めておきたいと思います。

次に、運営方針の基本政策6、安全で快適な暮らしを守るまちづくりについて質問をいたします。

町政運営方針では、町内の建築物の耐震化の促進についても語られました。いつ起こるかわからない地震災害に備えて耐震化を促進することは、減災につながる重要な施策であります。

今回は、民間住宅における耐震化の促進について質問をいたします。

岬町でも民間住宅の耐震化を進めるために、耐震診断や耐震改修などにおける補助事業が設けられております。その補助事業の概要と実績をお示してください。

○奥野 学議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 中原議員のご質問にお答えいたします。

本町は、平成9年10月、民間住宅の耐震診断費用に対する補助制度を創設し、平成20年度に民間住宅の耐震改修費用に対する補助制度を設けるなど、住宅の耐震化の促進に取り組んできたところでございます。

この補助制度の概要ですが、大阪府の耐震対策推進事業補助金を活用したもので、補助事業の内容といたしましては、耐震診断補助と耐震改修補助（耐震改修設計費用を含む）がでございます。

この補助事業のうち、木造住宅の補助金としては、耐震診断補助が1戸当たり4万5,000円が限度で、耐震改修補助の補助上限額が70万円、ただし所得の低い方は90万円となっております。この補助金の負担割合は、国が50%、府が25%、町負担が25%となっております。

大体今のが補助制度になっておりまして、まず実績といたしましては、大阪府のホームページのほうでいろいろございましたので、それをあわせていきますと、木造住宅の耐震改修にかかる費用ですが、耐震診断費用として、先ほど言いました本町の実績として約5万円、住宅の古さや状況、規模、補強方法などにより異なりますが、ホームページには、平成25年度に大阪府の補助金を受けて改修した費用の平均値を参考としますと、耐震改修設計に18万円、耐震改修工事に220万円、そのような形でリフォーム合計では243万円となっております。

この制度の実施の実績でございますが、補助金制度が創設されてからこれまで診断補助を活用された件数は5件で、改修補助が1件となっております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 制度を実際に利用された実績についてお聞きをしましたが、耐震診断補助を受けられたのが5件、設計と改修の補助を受けられたのは1件ということでありまして、これは、制度が設けられてから、一番初めからいきますと十七、八年ということになるかと思うんですが、

その期間の間に5件と1件ということで、私の印象としては、実績としては少ないというふうに思うんですね。

この少ない要因、なぜ少ないのか。こういった事業についてはどんどん活用していただいて、住まいの安心を獲得していただきたいというふうには思うんですが、少ない、利用実績が少ないということについて、担当課としてはどのようにお考えかお聞きをしておきたいと思います。

○奥野 学議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 まず、耐震改修にかかる補助制度の住民への周知でございますけども、これまで町の広報誌岬だよりや町のホームページへの掲載、担当窓口や淡輪公民館、健康ふれあいセンターなどでパンフレットの設置、町が主催するイベント、健康長寿まつりなどで大阪府とともに説明コーナーを設置するなど、普及の啓発に取り組んできたところでございます。

なぜ、その活用が少ないというのは、我々としては周知はできていると思うんですけども、実際の話、耐震改修をするときに、リフォームのこととか、非常に高額になるような例をよく我々としては聞いております。

先ほど、大阪府の例でいいますと、確かに耐震改修にかかる補助制度ということで設けられて、その金額は出ているんですけども、実際に改修する場合は耐震プラスリフォームといいますが、いろんな水回りのことも出てきますので、そのあたりでなかなか制度は知っておるけども、申請件数が少ない。そのために空き家が古くなって残ってしまうと、そんなような状況になっているのではないかと想像しております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 私は、周知ももっとしてもらいたいなと思ってるんです。

今お聞きした中で、どうして利用が少ないかということで、周知の問題と、それから実際に利用するに当たって費用が高いからではないかと、二つの側面おっしゃっていただきましたけれども、周知についてはたくさんいろんな努力をされていると、今、答弁をお聞きして、たくさん努力されてるというのは感じましたが、果たして制度は知ってるけどお金が高いから利用しないねんという方がどの程度いるのかなと。その制度は知っているけど、その知っているというところまでいかない方も私は多いんじゃないかなというふうに思ってるんです。

実際に、利用されようと思ったというか、制度があるのを知らなくて、耐震化の工事をすることにしたんだという方がおられまして、岬町にも制度ありますよというふうに紹介して、えっていつて驚かれて、一応窓口へ一度聞きに行かれたらどうですかと。残念ながら、その方については対象にならなかったんですけども、その方は事実、制度そのものをご存じではありませんで

した。

そういう方もまだ残されているということを念頭に置いていただいて、いろんな機会でも周知についてもさらなる努力をしていただきたいと思います。

それから、この制度を利用するに当たって、高額になるということをおっしゃっておられましたが、確かにそういう面あると思います。

今、どんどん可処分所得が減ってる中にありますから、余計に、耐震の工事を幾らしたいと思っても、打出の小づちじゃありませんからお金が出てこないということはあると思うんですね。

先ほど、実際にかかる費用の問題で、耐震診断については過去の実績、岬町における実績からいうと5万円ぐらいで耐震診断が行われていると。それに対して補助は4万5,000円が上限なので、大体妥当な金額というか、診断をされる方の持ち出しとしては少なくて済むということでありましたけれども、設計と改修の工事が、設計については平均18万円、これは大阪府下のデータですけれども、平均18万円。改修工事については220万円かかるということで、18万円と220万円合わせると238万円になりますので、設計と改修にかかる平均額に対して補助額としては70万円ということなんですね。

そういうことになりますと、なかなか実際に工事にかかるのは難しいということになりますので、ぜひ、これはよく周知も進めながら、この金額をふやすということを抜本的にお考えいただく必要があるというふうに私は考えます。

これは、大阪府に対しても言っていたらいいと思うんですよ。国に対してももちろんですけれども、国が半分、大阪府が4分の1、岬町が4分の1出してこの事業は成り立っているわけですから、岬町も頑張るから、国も大阪府も頑張ってお出してよということはどうも言っていたらいいと思うんです。

少なくとも、補助金の70万円、低所得者に対しては90万円とおっしゃっておられましたが、これは期限付きですよ。ですので、その期限内にできるだけこの高い金額で利用していただくように。以前は上限が40万円でしたので。

今、一生懸命、国としても耐震補強を進めて、住まいの安心を広げようということで、この事業の上限額を上積みしたわけですから、できるだけ有利なうちに利用していただけるように、一層周知も図っていただきたいと思いますし、この期限がありますので、平成で言いますと28年3月31日というふうに書かれておりましたが、その期間が過ぎてもこの事業が上限額もっとふやす形で継続されていくように、ぜひ関係機関に求めていただきたいと思いますというふうに思います。

それとあわせて、申請に当たっては、手続ができるだけ簡単であるように、書類等がたくさん

用意しなくてはならないとか、そういうことがないように、なるべく簡単な形で手続をしていただけるように、利用しやすい制度設計というものをよくご検討もいただきたいと思います。

時間の関係がありますので、要望にとどめたいと思います。

引き続きまして、同じ政策項目の空き家バンク制度の実施についてお尋ねをいたします。

町長は、運営方針で移住、定住等の促進による地域の活性化を目指して、空き家バンク制度を引き続き実施すると述べておられました。

空き家バンク制度の登録状況と利用実績を確認したいと思います。

○奥野 学議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 空き家バンク制度の登録利用実績につきましては、この制度が施行されました平成26年4月から現在まで、空き家等をお持ちの方や、空き家等を探しておられる方からそれぞれ十数件ほどの問い合わせがございました。

現在、空き家物件の登録はなく、空き家利用希望者の登録が1件となっております。

○奥野 学議長 中原議員、残り9分でございますので、よろしくお願いします。

中原 晶君。

○中原 晶議員 この制度が誕生してからまだ丸1年たってないということもありますけれども、残念ながら登録物件についてはゼロ、利用希望者の登録という形で1名おられると。登録物件がありませんので利用実績も当然ゼロになってしまうという報告でありました。

これについても、先ほどと同様、一層の周知を図っていただきたいというふうに思います。

恐らく周知についても努力を担当課なりにされているとは思いますが、私、実際に岬町のホームページ上で調べてみますと、ホームページ上からストレートにこの制度にはたどり着けないんですね。

まず、各課のお知らせというところをクリックしまして、それから、その中でずらっと下へ送って行って、建築課というところの中にある住宅管理というところをクリックしないとこの情報にはたどり着けないんですよ。こういうたどり着き方を、興味がある人にさせるようではよくないと私は思います。一生懸命探さないとたどり着けないんですよ。

ですので、例えばホームページのバナーってありますよね、一番下にも広告ありますが、右と左に小さい四角でリンクが張ってあるんですよ。そういうところにぜひ周知したい事柄をびたっと張っていただきたいと、空き家バンク制度をご存じですかって書いて、箱に入れてリンクを張るとか。

私たち議会のやつもそうやってリンクで張ってもらってるんですよ。ページの右端の水色の四

角のところに並んでまして、その下のほうがまだ空間ありましたから、ぜひ、そういうホームページとかの担当はまた別の部局になりますが、そういうところとも連携をしていただいて、周知の努力を図っていただきたいというふうに思います。

それから、空き家バンクの利用をどうやって促進させるのかということにかかわって、周知以外の部分でぜひ今後努力をしていただきたいと思うことがありますので質問をしたいと思います。

この定住の促進だとか、移住の促進だとか、そういうことにかかわっては、ほかの議員の方々からも似たような視点から質問、要望があったところだと思いますので、詳しくは時間の関係もあって割愛したいと思いますけれども、私は素人ながら考えることは、この空き家バンクを利用して転入されてきた方に対して何らかの優遇策を講じるだとか、あとは、この空き家バンクの利用は、現在のところ居住に限るということになっておりますけれども、さまざまな自主的な活動の事務所的な扱いとして貸すだとか、例えばNPO団体だとか、そういうところの事務所的な活動としても利用できますとか、また、事業活動としても利用できますとか、そういう目的を少し幅を広げるとか、そういう柔軟な運用を図っていくということもお考えになってはどうかというふうに思うんです。

そういうことによって、少しでも岬町を知っていただく方だとか、そのことにかかわって岬町にお住まいになる方だとか、そういう方をふやしたいという思いがあるわけなんですけど、柔軟な運用について担当課としていかがお考えか、お聞きをしたいと思います。

○奥野 学議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 空き家バンク制度の柔軟な対応ということでございますけども、我々先進地域の空き家バンク制度に習ってつくっております。

その中で、新たな取り組みということで提案いただきましたので、また、近隣先進の地域等の状況も踏まえまして検討を重ねたいと考えております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 よく研究をしていただいて、よそでやっていることの上を行かないとなかなか大変だというのが今の時代でありまして、ぜひ新しい創造的な観点からもお考えをいただきたいというふうに思います。

この問題については、住民的にもやはり人口減少への不安や地域活性化の願いが強くなりますから、人口のふえるまちづくりを目指してあらゆる角度から知恵を働かせていただきたいと思います。

もう時間がありませんので、もうちょっとさかのぼってお聞きをしたいなと思ったところもあったんですが、質問については以上で終えたいと思います。

一番初めに、私、申し上げたとおり、今、国政だとか大阪府政が、非常に地域に対しても一人一人の人に対しても冷たい政治を進めている中でありますので、そんなときこそ、この岬町が精いっぱい努力をしていただきたいと、住民の命と暮らしを守る政治に責任を果たしていただきたいと最後に重ねて申し上げて私の質問を終えたいと思います。ご協力ありがとうございました。

○奥野 学議長 中原 晶君の質問が終わりました。これをもって一般質問を終わります。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。暫時休憩いたします。再開は午後1時に行います。

(午前11時49分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○奥野 学議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

○奥野 学議長 日程2、議案第2号、平成26年度岬町一般会計補正予算(第6次)の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 日程2、議案第2号、平成26年度岬町一般会計補正予算(第6次)の件につきまして、概要を説明いたします。

足下の景気は緩やかに回復しつつあるものの、本格的な回復には、なお時間がかかるものと見られております。本町の財政状況は、引き続き厳しい財政状況にあることは変わりございません。

今般の補正予算につきましては、緊急性の高い経費を中心に編成いたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,947万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億6,000~~円~~2万2,000円とするものでございます。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。

まず、歳入予算の概要について、説明いたします。なお、詳細につきましては6ページ、7ペ

ージに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

地方特例交付金につきましては、交付決定に伴い142万9,000円を減額計上しております。

地方交付税につきましても、普通地方交付税の交付決定に伴い77万9,000円を計上しております。

府支出金につきましては、移譲事務交付金132万5,000円を計上いたしております。内容といたしましては、平成25年度に大阪府からの事務移譲を受け、泉佐野市以南の3市3町で広域福祉課を設けてサービス事業者の指定や法人の設立、認可等の専門性の高い事務を共同で処理することで事務の効率化を図っておりますが、今般、事務処理量の増加に伴い交付金の増額が見込まれるものでございます。

寄附金につきましては、いずれも団体や個人からの指定寄附といたしまして、小学校費寄附金10万円を計上しております。

繰入金につきましては、1,869万9,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、本補正予算の編成に当たり財源調整といたしまして、財政調整基金繰入金948万7,000円、淡輪財産区有地の土地売り払いに伴います一般会計の繰り入れといたしまして、淡輪財産区特別会計繰入金921万2,000円をそれぞれ計上するものでございます。

次に、歳出予算の概要について説明いたします。3ページを参照願います。

なお、詳細につきましては8ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費といたしましては、720万5,000円を計上いたしております。内容といたしましては、一般職の退職手当2名分1,092万5,000円を増額計上する一方、地域包括支援センター職員の産休対応に伴い介護保険特別会計保険事業勘定への振りかえといたしまして給料、職員手当等の職員給与費372万2万円を減額計上するものでございます。

民生費といたしまして、189万7,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、先ほど説明いたしました広域福祉課で事務処理を行うための負担金99万5,000円、地域包括支援センターの職員給与費を介護保険特別会計支弁職員として振替を行うための介護保険特別会計繰出金73万5,000円を計上いたしております。

商工費につきましては、63万8,000円を計上いたしております。内容といたしましては、岬町観光協会が実施主体となり、長松海岸の松枯れに対応するために、枯れ松の伐採、薬剤注入などの費用を補助金として計上するものでございます。

消防費につきましては、消防団員の退職に伴う報奨金62万3,000円、泉州南消防組合職

員の退職に伴う消防組合への負担金901万1,000円、合計で963万4,000円を計上しております。

教育費につきましては、指定寄附金を財源に、小学校の図書購入費10万円を計上しております。

続きまして、4ページをご参照願います。第2表、債務負担行為補正をごらんください。

健康ふれあいセンター運営事業及びアップル館運営事業を追加するものでございます。内容といたしましては、いずれも平成27年度から新たな指定管理者施設の運営に係る契約の締結に伴うものでございます。

なお、期間及び限度額につきましては、ごらんのとおりとなっております。

また、平成26年度退職者に係る分割支給分の退職手当につきましては、分割支給対象者の増額等に伴い、ごらんのとおり限度額を変更するものでございます。

以上が、補正予算の概要でございます。

なお、本件は総務、文教厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成26年度岬町一般会計補正予算(第6次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程3、議案第3号、平成26年度岬町介護康保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3次）の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程3、議案第3号、平成26年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3次）の件につきまして、ご説明いたします。

本補正予算は職員の育児休業等に伴う代替職員の人件費について、一般会計と特別会計との間で支弁調整を行うために調整するものでございます。

議案書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ372万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3,390万2,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

議案書の2ページをご参照ください。なお、詳細につきましては4ページ以降に記載をいたしておりますので、あわせてごらんください。

まず、保険料、介護保険料につきましては、第1号被保険者保険料として78万1,000円を計上いたしております。

次に、国庫支出金、次の府支出金につきましては、いずれも地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）として国庫補助金で146万9,000円、府補助金で73万5,000円を計上いたしております。

次の繰入金、一般会計繰入金につきましても同様に、地域支援事業費における人件費に伴う町負担分として地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）73万5,000円を計上いたしております。

なお、これらの歳入予算につきましては、歳出予算において計上いたしております人件費を介護保険制度に基づく負担割合に応じて算定し、計上しているものでございます。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

議案書の2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては5ページに記載をしております。

地域支援事業費（包括的支援事業・任意事業費）として職員の育児休業等に伴う代替職員の人件費として372万円を増額するものでございます。

なお、この経費につきましては、一般会計の補正予算において同額を減額いたしております。

以上が、補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成26年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程4、議案第4号、平成26年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算(第1次)の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 日程4、議案第4号、平成26年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算(第1次)の件につきまして、概要を説明させていただきます。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,880万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,773万9,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきまして、説明いたします。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご参照願います。なお、詳細につきましては、4ペー

ジに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

淡輪財産区誘致の土地の売り払いに伴い、1,880万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして、説明させていただきます。

同様に2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

歳入予算でありました土地売払い収入相当額のうち、淡輪地区財産区基金への積立金といたしまして、958万8,000円、一般会計への繰出金といたしまして、921万2,000円を、それぞれ計上しております。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成26年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算(第1次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 お諮りします。

日程5、平成27年度当初予算に関する説明から、日程16、議案第15号、平成27年度岬町水道事業会計予算の件までの12件を一括議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、日程5から日程16、議案第15号までの12件を一括議題にすることに決定しました。

平成27年度当初予算に関する説明を求めます。

副町長、中口守可君。

○中口副町長 日程5、平成27年度当初予算に関する説明及び日程6、議案第5号、平成27年度岬町一般会計予算の件から、日程16、議案第15号、平成27年度岬町水道事業会計予算の件まで、合わせまして12件の提案の説明をさせていただきます。

新年度予算ということで、長時間になると思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、平成27年度岬町一般会計予算の件について、ご説明いたします。

予算書2ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ78億6,100万円を計上いたしており、対前年度比12.5%の増となっております。

なお、借換債の発行に伴い、平成27年度予算では9,660万円、平成26年度予算では1億7,300万円を、歳入歳出予算に、それぞれ計上いたしておりますので、借換債を除く実質的な対前年度比は13.9%の増となっております。

第2条は、債務負担行為の定めでございます。事項、期間及び限度額は、予算書10ページ、第2表債務負担行為に掲げております。

退職手当、平成27年度退職者分割支給分につきましては、期間及び限度額を定めております。

第3条の地方債につきましては、予算書11ページ、第3表、地方債に掲げております。

町有地のり面整備事業ほか10事業につきましては、記載の目的ごとに限度額、起債の方法等を定めております。

第4条の一時借入金につきましては、借入の最高額を20億円と定めております。

第5条につきましては、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細書により、予算の概要を説明させていただきます。

予算書13ページ、14ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、16ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

款1町税につきましては、21億4,622万8,000円を計上いたしております。景気の穏やかな回復に伴い、法人町民税の増加が見込まれるものの、個人町民税に加えて、固定資産税におきましても、評価がえに伴い、いずれも減少が見込まれることなどから、対前年度4,593万1,000円の減額となっております。

款2地方譲与税から款9地方特例交付金までの各種譲与税交付金につきましては、4億8,358万5,000円を計上いたしております。平成26年度の収入見込み及び平成27年度の地方財政計画などを踏まえ、景気の回復に伴う株式等譲渡所得割交付金、及び平成26年度4月の消費税率の引き上げに伴う地方消費税交付金の増加に伴い、対前年度1億9,477万1,000円の増額となっております。

款10地方交付税につきましては、本町の税収等の状況や、平成27年度地方財政計画などを踏まえ、対前年度2,000万円増額の18億4,600万円を計上いたしております。内訳といたしましては、普通地方交付税が15億8,100万円、特別地方交付税が2億6,500万円となっております。

款11交通安全対策特別交付金につきましては、前年度と同額の400万円を計上いたしております。

款12分担金及び負担金につきましては、保育所保育料が次にご説明させていただく使用料及び手数料の予算科目に移行したことなどにより、対前年度3,524万5,000円減額の6,263万3,000円を計上いたしております。

款13使用料及び手数料につきましては、先にご説明させていただいたように、保育所保育料が分担金及び負担金の予算科目から移行したことなどにより、対前年度2,736万7,000円増額の1億2,312万6,000円を計上いたしております。

款14国庫支出金につきましては、道の駅「みさき」建設事業に係るまちづくり交付金や、(仮称)町道海岸連絡線整備事業などに係る社会資本整備総合交付金の増加などにより、対前年度3億3,907万5,000円増額の9億8,152万2,000円を計上いたしております。

款15府支出金につきましては、(仮称)深日港観光案内所整備事業に係る大阪府宝くじ社会貢献広報市町村補助金や、子ども・子育て支援新制度に伴う子どものための教育保育給付費負担金施設型給付の増加などにより、対前年度7,353万8,000円増額の4億9,807万9,000円を計上いたしております。

款16財産収入につきましては、町有地売払収入の減少などにより、対前年度1,039万2,000円減額の5,087万2,000円を計上いたしております。

款17寄附金につきましては、岬ゆめ・みらい寄附金の増加により、対前年度207万4,000円増額の575万円を計上いたしております。

款18繰入金につきましては、対前年度3,976万3,000円減額の1億9,467万7,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、当初予算で必要な財源を措置するための財政調整基金繰入金として、前年度と同額の1億5,000万円のほか、淡輪財産区、深日財産区、多奈川財産区などの特別会計繰入金2,469万2,000円を計上いたしております。

款20諸収入につきましては、退職手当の分割支給に伴う退職手当繰越金の増加などにより、対前年度1,520万6,000円増額の1億8,802万8,000円を計上いたしております。

款21町債につきましては、12億7,650万円を計上いたしております。道の駅整備事業債や、小学校耐震補強事業に係る小学校整備事業債の増加などにより、対前年度3億3,230万円の増額となっております。なお、借換債を除く対前年度は、4億870万円の増額となっております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

予算書15ページをごらんください。なお、詳細につきましては、35ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1議会費につきましては、議員共済組合負担金の増加などにより、対前年度266万1,000円増額の1億913万2,000円を計上いたしております。

款2総務費につきましては、集会所整備事業や、防災行政無線整備事業の減少などにより、対前年度2,889万2,000円減額の9億1,291万7,000円を計上いたしております。

新規施策といたしましては、町制施行60周年を記念し、記念式典や、NHK全国巡回ラジオ体操の招致など、各種イベント等を実施するほか、淡輪駅、みさき公園駅、多奈川駅の各自転車駐輪場に防犯対策のためのカメラを設置することで、犯罪の発生の抑止に努めてまいりたいということでございます。

款3民生費につきましては、子ども・子育て支援新制度の実施に伴う景気の増加などにより、対前年度8,024万4,000円増額の21億7,917万6,000円を計上いたしております。

新規施策といたしましては、子ども・子育て支援新制度に伴い、認定こども園、幼稚園型に移行する私立幼稚園に対しまして、施設型給付費を支給することで、財政支援を行います。

また、保護者の病気や育児疲れによる心理的・身体的な負担の軽減として実施しております一時預かり事業について、町立の子育て支援センターや、淡輪幼稚園に加えまして、新たに認定こども園に移行する私立幼稚園とともに実施することで、子育て支援の拡充を図ってまいります。あわせまして、乳幼児等医療助成事業につきましても、平成27年度から拡充を図るものがございます。

現在、小学校卒業年度末までとしております通院医療助成の対象を、中学校卒業年度末までに引き上げます。一方、入院事業助成の対象は、既に平成25年度中に中学校卒業年度末までに引き上げを行っておりますことから、これにより、入院医療、通院医療ともに助成対象は、中学校卒業年度末までとなります。

ただし、予算計上に当たりましては、平成26年度の国の補正予算が成立したことを受け、地方創生事業としての位置づけを検討し、現在、国との協議を行っているところでございます。協議が整えば、交付金を財源に、平成26年度補正予算で協議が整わなかった場合には、平成27年度（第1次）補正予算で提案をさせていただく予定でございます。

款4衛生費につきましては、美化センター内にあるごみ処理施設の定期点検費用の増加などにより、対前年度2,236万8,000円増額の6億2,741万4,000円を計上いたしております。

新規施策といたしまして、妊婦の虫歯や歯周病を予防することで、母子の健康保持を図る妊婦歯科健診を実施するほか、老朽化し、現在、使用していない深日火葬場について、今後の施設の解体撤去を検討するに当たり、ダイオキシンやアスベスト等の調査分析等を実施いたします。

款6農林水産業費につきましては、職員給与費の増加などにより、対前年度552万8,000円増額の5,004万6,000円を計上いたしております。

款7商工費につきましては、道の駅「みさき」整備事業の増加などにより、対前年度4億9,357万6,000円増額の6億6,110万3,000円を計上いたしております。

新規施策といたしましては、現在、国土交通省におきまして、仮登録となっております、みなとオアシスの本登録に向けて、休憩スペースやトイレ、及び駐車場整備を備える観光案内所を深日港に整備することで、観光情報の発信を行います。

また、道の駅整備事業につきましては、平成25年度、平成26年度に実施いたしました用地買収や、実施設計に続きまして、平成27年度は造成工事や施設整備を行うことで、完成を目指します。

款8土木費につきましては、（仮称）町道海岸連絡線整備事業の増加などにより、対前年度1

億7, 548万9, 000円増額の11億7, 120万3, 000円を計上いたしております。
新規施策といたしましては、平成25年度に策定いたしました橋梁修繕計画に基づき、必要性が高い橋梁の整備を年次的に行うに当たり、平成27年度は実施設計業務を行うものでございます。

また、(仮称)町道海岸連絡整備事業につきましては、平成26年度に実施いたしました測量設計に続きまして、平成27年度には、用地買収を行うことで、平成28年度以降の本体工事の着手につなげていくものでございます。

款9消防費につきましては、泉佐野市以南の3市3町で構成する泉州南消防組合への負担金の増加などにより、対前年度522万4, 000円増額の3億6, 055万1, 000円を計上いたしております。

新規施策といたしましては、消防団用の無線機をデジタル化することで、効率的な通信手段の確保を図ってまいります。また、災害発生時に避難行動に支援が必要な方のデータベースを策定いたしまして、地図データ化することにより、効果的な、効率的な支援体制の整備を図ってまいります。

款10教育費につきましては、小学校耐震補強事業の増加などにより、対前年度2億2, 648万4, 000円増額の7億1, 203万4, 000円を計上いたしております。これまで、年次的に実施してきました小学校耐震補強事業につきましては、計画最終年度であります平成27年度に、淡輪小学校の残り1棟の耐震工事を行うことで、耐震化率100%の目標を達成する予定でございます。

また、東日本大震災の教訓を踏まえまして、地震で落下した場合に、重大な被害となる恐れがある岬中学校の武道室や、ラーニングセンター等のつり天井に係る耐震対策事業につきましては、平成26年度の実施設計に続きまして、平成27年度は、本体工事を行うことで、完成を目指してまいります。

款12交際費につきましては、地方債元利償還金の減少などにより、対前年度1億1, 152万8, 000円減額の10億3, 735万4, 000円を計上いたしております。

なお、借りかえを除く対前年度は、3, 512万8, 000円の減額となっております。

款13諸支出金につきましては、岬ゆめ・みらい基金積立金の増加などにより、対前年度184万6, 000円増額の3, 507万円を計上いたしております。

款15予備費につきましては、前年度と同額の500万円を計上いたしております。

以上が、平成27年度岬町一般会計予算でございます。

次に、平成27年度岬町国民健康保険特別会計予算の件につきまして、ご説明いたします。

予算書114ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ30億7,698万円を計上いたしており、対前年度比15.2%の増となっております。

第2条の一時借入金につきましては、借入の最高額を5億円と定めております。

第3条は、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細書により、予算の概要を説明させていただきます。

予算書120ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、122ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1国民健康保険料につきましては、一般被保険者保険料の増加などにより、対前年度957万4,000円増額の6億6,731万8,000円を計上いたしております。

款2一部負担金につきましては、一般被保険者一部負担金などいたしまして、前年度と同額の2,000円を、款3使用料及び手数料につきましても、督促手数料といたしまして、前年度と同額の1,000円を、それぞれ計上いたしております。

款4国庫支出金につきましては、特別調整交付金の減少などにより、対前年度917万7,000円減額の5億4,232万3,000円を計上いたしております。

款5療養給付費交付金につきましては、退職者医療交付金といたしまして、対前年度1,458万3,000円減額の7,901万7,000円を計上いたしております。

款6前期高齢者交付金につきましては、対前年度7,853万4,000円増額の8億6,512万7,000円を計上いたしております。

款7府支出金につきましては、特別調整交付金の増加などにより、対前年度1,589万7,000円増額の1億6,377万4,000円を計上いたしております。

款8共同事業交付金につきましては、保健財政共同安定化事業交付金の増加などにより、対前年度3億1,957万9,000円の増額で5億8,923万円を計上いたしております。

款9財産収入につきましては、基金預金利子といたしまして、前年度と同額の1,000円を計上いたしております。

款10繰入金につきましては、保健基盤安定に係る一般会計繰入金の増加などにより、対前年度583万3,000円増額の1億6,967万5,000円を計上いたしております。

款12諸収入につきましては、特定健康診査等受託料の増加などにより、対前年度5万6,000円増額の51万2,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして、ご説明させていただきます。

予算書121ページをごらんください。なお、詳細につきましては、127ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1総務費につきましては、一般管理経費の減少などにより、対前年度541万円減額の3,320万6,000円を計上いたしております。

款2保険給付費につきましては、一般被保険者療養給付費の増加などにより、対前年度3,228万7,000円増額の19億5,862万2,000円を計上いたしております。

款3後期高齢者支援金等につきましては、対前年度47万7,000円増額の2億6,428万8,000円を計上いたしております。

款4前期高齢者納付金等につきましては、対前年度16万4,000円減額の20万8,000円を計上いたしております。

款5老人保健拠出金につきましては、対前年度1,000円増額の1万3,000円を計上いたしております。

款6介護納付金につきましては、対前年度450万6,000円増額の1億1,711万円を計上いたしております。

款7共同事業拠出金につきましては、保健財政共同安定化事業拠出金の増加などにより、対前年度3億7,345万3,000円増額の6億4,200万4,000円を計上いたしております。

款8保健事業費につきましては、対前年度56万3,000円増額の2,887万8,000円を計上いたしております。

主な事業といたしましては、特定健診事業や、生活習慣病予防対策事業に加えまして、ジェネリック医薬品への変更勧奨などを通じまして、医療費の適正化を図る事業を、引き続き実施するものでございます。

款9基金積立金につきましては、財政基盤安定基金積立金といたしまして、対前年度同額の1,000円を、款10公債費につきましては、一時借入金利子といたしまして、前年度と同額の100万円を、款11諸支出金につきましては、一般被保険者保険料還付金などといたしまして、前年度と同額の165万円を、款12予備費につきましても、前年度と同額の3,000万円を、それぞれ計上いたしております。

以上が、平成27年度国民健康保険特別会計予算でございます。

続きまして、平成27年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件につきまして、ご説明いたし

ます。

予算書143ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ2億6,166万7,000円を計上いたして
おり、対前年度比4.9%の増となっております。

事項別明細書により、予算の概要を説明させていただきます。

予算書の147ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。

なお、詳細につきましては、149ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照く
ださい。

款1後期高齢者医療保険料につきましては、特別徴収保険料の増加などにより、対前年度85
6万3,000円増額の2億65万2,000円を計上いたしております。

款2使用料及び手数料につきましては、督促手数料といたしまして、前年度と同額の1,00
0円を計上いたしております。

款4繰入金につきましては、保健基盤安定に係る一般会計繰入金の増加などにより、対前年度
361万8,000円増額の6,101万2,000円を計上いたしております。

款6諸収入につきましては、延滞金などいたしまして、前年度と同額の2,000円を計上
いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして、説明させていただきます。

予算書148ページをごらんください。なお、詳細につきましては、151ページ以降に記載
しておりますので、あわせてご参照ください。

款1総務費につきましては、一般管理経費の増加などにより、対前年度128万2,000円
増額の316万2,000円を計上いたしております。

款2後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、後期高齢者医療保険料納付金の増加など
により、対前年度1,089万9,000円増額の2億5,820万6,000円を計上いたし
ております。

款3諸支出金につきましては、保険料還付金といたしまして、前年度と同額の20万円を、款
4予備費につきましても、前年度と同額の10万円を、それぞれ計上いたしております。

以上が、平成27年度岬町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

次に、平成27年度岬町下水道事業特別会計予算につきまして、ご説明いたします。

予算書154ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ6億2,960万9,000円を計上いたしております、対前年度比19.6%の増となっております。

なお、下水道事業借換債の発行に伴い、平成27年度予算では、歳入歳出予算にそれぞれ3,300万円を計上いたしておりますので、借換債を除く実質的な対前年度比は、13.3%の増となっております。

第2条の地方債につきましては、予算書158ページ、第2表、地方債に掲げております。下水道事業ほか1事業について、地方債の限度額、起債の方法等を定めております。

第3条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を5億円と定めております。

第4条は、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細書により、予算の概要を説明させていただきます。

予算書の160ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。

なお、詳細につきましては、162ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして、対前年度325万9,000円増額の2億7,771万5,000円を計上いたしております。

款2町債につきましては、公共下水道事業債の増加などにより、対前年度1億1,150万円増額の2億3,370万円を計上いたしております。なお、借換債を除く対前年度は、7,850万円の増額となっております。

款3国庫支出金につきましては、社会資本整備総合交付金といたしまして、対前年度300万円減額の500万円を計上いたしております。

款4諸収入につきましては、延滞金の減少などにより、対前年度10万4,000円減額の72万円を計上いたしております。

款5使用料及び手数料につきましては、下水道使用料の減少などにより、対前年度616万3,000円減額の1億557万9,000円を計上いたしております。

款6分担金及び負担金につきましては、受益者負担金といたしまして、対前年度248万5,000円減額の689万5,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましては、説明させていただきます。

予算書161ページをごらんください。なお、詳細につきましては、165ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1総務費につきましては、一般会計経費の増加などにより、対前年度697万9,000円増額の1億239万1,000円を計上いたしております。

款2事業費につきましては、公共下水道事業費の増加などにより、対前年度6,086万6,000円増額の9,725万3,000円を計上いたしております。事業費の内訳といたしましては、流域下水道事業費745万円、公共下水道事業費8,980万3,000円となっております。

款3公債費につきましては、地方債元金償還金の増加などにより、対前年度3,516万2,000円増額の4億2,996万5,000円を計上いたしております。

なお、借りかえを除く対前年度は216万2,000円の増額となっております。

以上が、平成27年度岬町下水道事業特別会計予算でございます。

次に、平成27年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件につきまして、ご説明いたします。

予算書178ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ1,502万5,000円を計上いたしております。対前年度比0.3%の減となっております。

続きまして、事項別明細書により、予算の概要を説明させていただきます。

予算書の182ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、184ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして、対前年度5万7,000円減額の1,357万6,000円を計上いたしております。

款2使用料及び手数料につきましては、排水処理施設使用料の増加などにより、対前年度1万5,000円増額の144万9,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして、ご説明させていただきます。

予算書183ページをごらんください。なお、詳細につきましては、185ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1総務費につきましては、一般管理経費といたしまして、対前年度4万2,000円減額の447万9,000円を計上いたしております。

款2公債費につきましては、前年度と同額の1,054万6,000円を計上いたしております。

以上が、平成27年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算でございます。

次に、平成27年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件につきまして、ご説明いたします。

予算書の188ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ18億5,659万円を計上いたしております。対前年度比3.4%の増となっております。

第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を2億円と定めております。

第3条は、歳出予算の流用についてのさだめでございます。

続きまして、事項別明細書により、予算の概要を説明させていただきます。

予算書194ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、196ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1保険料につきましては、第1号被保険者保険料といたしまして、対前年度4,614万2,000円増額の3億5,682万2,000円を計上いたしております。

款3使用料及び手数料につきましては、督促手数料といたしまして、前年度と同額の5万1,000円を計上いたしております。

款4諸国庫支出金につきましては、介護給付費負担金の増加などにより、対前年度1,506万5,000円増額の4億3,187万2,000円を計上いたしております。

款5支払基金交付金につきましては、介護給付費交付金の減少などにより、対前年度370万7,000円減額の4億9,318万1,000円を計上いたしております。

款6府支出金につきましては、介護給付費負担金の増加などにより、対前年度474万1,000円増額の2億4,716万4,000円を計上いたしております。

款8財産収入につきましては、基金預金利子といたしまして、対前年度1万6,000円減額の2万2,000円を計上いたしております。

款10繰入金につきましては、対前年度82万円減額の3億2,737万7,000円を計上いたしております。繰入金の内訳といたしましては、一般会計繰入金2億9,053万8,000円、介護給付費準備基金繰入金3,683万9,000円となっております。

款11諸収入につきましては、認定調査受託金の増加などにより、対前年度3,000円減額の10万1,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

予算書195ページをごらんください。なお、詳細につきましては、200ページ以降に記載

しておりますので、あわせてご参照ください。

款1総務費につきましては、一般管理経費の増加などにより、対前年度1,376万7,000円増額の6,639万3,000円を計上いたしております。

款2保険給付費につきましては、居宅介護サービス給付費の増加などにより、対前年度4,743万3,000円増額の17億5,138万2,000円を計上いたしております。

款4地域支援事業費につきましては、認知症総合支援事業費の増加などにより、対前年度20万8,000円増額の3,621万5,000円を計上いたしております。

款6公債費につきましては、一時借入金利子といたしまして50万円を、款7諸支出金につきましては、介護保険料償還金といたしまして10万円を、款8予備費につきましても、200万円を、それぞれ前年度と同額を計上いたしております。

以上が、平成27年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算でございます。

次に、平成27年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件について、ご説明いたします。

予算書217ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ1,644万3,000円を計上いたしており、対前年度比2.3%の減となっております。

事項別明細書により、予算の概要を説明させていただきます。

予算書の221ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、223ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1サービス収入につきましては、国保連合会から支払われる介護報酬などとしまして、対前年度38万1,000円減額の1,639万7,000円を計上いたしております。

款2諸収入につきましては、実習生受入協力金としまして、前年度と同額の4万6,000円を計上するものでございます。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

予算書222ページをごらんください。詳細につきましては、224ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1事業費につきましては、居宅予防サービス等事業費としまして、対前年度38万1,000円減額の1,644万3,000円を計上いたしております。

以上が、平成27年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算でございます。

続きまして、平成27年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件につきまして、ご説明いたします。

予算書230ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ733万9,000円を計上いたしており、対前年度比17.9%の減となっております。

事項別明細書により、予算の概要を説明させていただきます。

予算書の234ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、236ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1財産収入につきましては、土地貸付収入の増加などにより、対前年度8万9,000円増額の276万8,000円を計上いたしております。

款2繰越金につきましては、前年度繰越金といたしまして1,000円を、款3諸収入につきましても、預金利子といたしまして1,000円を、それぞれ前年度と同額を計上いたしております。

款4繰入金につきましては、淡輪地区財産区基金繰入金、及び一般会計繰入金といたしまして、対前年度168万9,000円減額の456万9,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして、ご説明させていただきます。

予算書235ページをごらんください。なお、詳細につきましては、238ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1財産費につきましては、財産区固有財産に係る維持管理経費の減少などによりまして、対前年度82万7,000円減額の547万5,000円を計上いたしております。

款2諸支出金につきましては、淡輪地区財産区基金積立金及び一般会計繰出金といたしまして、対前年度77万3,000円減額の86万4,000円を計上いたしております。

款3予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上いたしております。

以上が、平成27年度岬町淡輪財産区特別会計予算でございます。

続きまして、平成27年度岬町深日財産区特別会計予算の件につきまして、ご説明いたします。

予算書の242ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ7,922万1,000円を計上いたしております。対前年度比33.9%の増となっております。

事項別明細書により、予算の概要を説明させていただきます。

予算書の246ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、248ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1財産収入につきましては、マツタケ採取権売払収入の減少などにより、対前年度19万6,000円減額の2,153万7,000円を計上いたしております。

款2繰越金につきましては、前年度繰越金といたしまして、前年度と同額の1,000円を、款3諸収入につきましても、預金利子などといたしまして、前年度と同額の9,000円を、それぞれ計上いたしております。

款4繰入金につきましては、深日地区財産区基金繰入金といたしまして、対前年度2,025万6,000円増額の5,767万4,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして、ご説明させていただきます。

予算書247ページをごらんください。なお、詳細につきましては、250ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1財産費につきましては、財産区固有財産に係る財産区管理経費の減少などにより、対前年度34万4,000円減額の627万5,000円を計上いたしております。

款2諸支出金につきましては、深日地区財産区基金積立金及び一般会計繰出金といたしまして、対前年度2,040万4,000円増額の7,194万6,000円を計上いたしております。

款3予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上いたしております。

以上が、平成27年度岬町深日財産区特別会計予算でございます。

次に、平成27年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件につきまして、ご説明いたします。

予算書の254ページをごらんください。

第1条の予算総額といたしましては、歳入歳出それぞれ3,078万7,000円計上いたしており、対前年度比52.6%の減となっております。

事項別明細書により、予算の概要を説明させていただきます。

予算書の258ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。

なお、詳細につきましては、260ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1財産収入につきましては、マツタケ採取権売払収入の増加などにより、対前年度90万5,000円増額の128万円を計上いたしております。

款2諸収入につきましては、預金利子などといたしまして、前年度と同額の2,000円を計

上いたしております。

款3繰入金につきましては、多奈川地区財産区基金繰入金、及び一般会計繰入金といたしまして、対前年度3,504万3,000円減額の2,950万5,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして、説明させていただきます。

予算書259ページをごらんください。なお、詳細につきましては、262ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1財産費につきましては、財産区固有財産に係る維持管理経費の増加などにより、対前年度6万1,000円増額の862万4,000円を計上いたしております。

款2諸支出金につきましては、多奈川地区財産区基金積立金及び一般会計繰出金といたしまして、対前年度3,419万9,000円減額の2,116万3,000円を計上いたしております。

款3予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上いたしております。

以上が、平成27年度岬町多奈川財産区特別会計予算でございます。

最後に、平成27年度岬町水道事業会計予算の件につきまして、ご説明いたします。

予算書の266ページをご参照願います。

第2条の平成27年度の業務予定量につきましては、給水戸数8,089戸、年間総給水量211万2,733立方メートル、1日平均給水量5,772立方メートルを予定しております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業収益5億6,806万7,000円、事業費用5億5,027万円を計上いたしております。

予算書267ページをご参照願います。

第4条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入2,147万1,000円、資本的支出1億9,492万6,000円を計上いたしております。

なお、資本的収入額は、資本的支出額に対し不足する1億7,345万5,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

第5条では、一時借入金の限度額を3億円と定めております。

第6条では、予定支出の各項の経費の金額を流用できる項目を設定しております。

第7条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めております。

予算書268ページをご参照願います。

第8条では、棚卸資産の購入限度額を、第9条では建設改良事業の施工により取得する資産の

予定額を、それぞれ定めております。

以上が、平成27年度一般会計予算のほか10会計予算の概要につきまして、ご説明させていただきました。

本件につきましては、後日開催が予定されております各常任委員会に付託されるものと存じますので、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

どうもありがとうございます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、それぞれ、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 資料請求を、この場でお願いしたいと思うんですが。

予算書の40ページ、財産管理費の節13委託料の一番下にあります、坊の山有効利用基本調査委託料がありますけれども、このことにかかわって、私、総務文教委員会ですので、その総務文教委員会の会議より前に、できればいただきたいと思うんですが。

先ほど、午前中の一般質問のときに、坊の山については、昭和31年に川崎重工から譲り受けたということでありましたので、そのときに何か、譲り受けるに当たっての約束事なり、そういったものの資料があれば、参考までにいただきたいんですけども、お願いできますでしょうか。

○奥野 学議長 提出できますか。よろしくお願いいたします。

ほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで、大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号、平成27年度岬町一般会計予算の件から、議案第15号、平成27年度岬町水道事業会計予算の件までの11件を、会議規則第39条第1項の規定により、それぞれ総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、それぞれ総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程17、議案第16号、工事請負契約中変更の件（公共下水道汚水管埋設工事（24-9））を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務部長、古谷 清君

○古谷総務部長 日程17、議案第16号、工事請負契約中変更の件（公共下水道汚水管埋設工事（24-9））について、説明をさせていただきます。

本工事は、現在、施工中ですが、工事内容の一部変更により、契約金額の変更が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約金額につきましては、変更前5,864万4,000円、うち消費税及び地方消費税の額434万4,000円を、変更後5,922万1,800円、うち消費税及び地方消費税の額438万6,800円に変更するものでございます。

契約の相手方は、大阪府泉南郡岬町多奈川谷川2326番地の12、芳山建設株式会社 代表取締役 芳山龍二でございます。

変更の工事概要につきましては、別紙資料をご参照いただきたいと思います。

下水道及び上水道工事に伴う道路交差点部の舗装復旧につきまして、当初は工事の施工の影響範囲と限定しておりましたが、舗装復旧に当たり、現場を精査したところ、交差点付近の取付道路の舗装の劣化、老朽化が著しく、歩行者及び車両の通行に支障が出てくると見込まれるため、安全性を確保するため、舗装本復旧の範囲を163平米追加するものであります。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

田島乾正君。

○田島乾正議員 質問ですけれども、本契約部分で、事前にわからなかったんですか。工事に入ってから、そういう舗装の部分が163平米、追加があると。よくこういう追加契約の部分いうのあるのですけど。

事前にわかってなかったのか、なぜわからなかったのか。それ教えてください。

○奥野 学議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 田島議員ご質問の事前にわからなかったということですが、現地には工事に入る前に当然舗装の立ち会いということで下水道課のほうで判断、水道の影響範囲についても判断して設計発注しております。しかしながら、現地の交差点部分が特にふえたというのは、掘削していただく車等の関係、工事による影響も少しございまして、その分については下水道の持ち分であるという判断が道路管理者の間で定まりましたので、雨水道の工事に伴う部分ということで工事期間中はいろんな車が車両も出入りしますので、その影響範囲ということで追加させていただきました。

○奥野 学議長 田島乾正君、よろしいですか。

○田島乾正議員 私ら素人ですので、素人ながら書類を持って、議案書持って質問したり答弁求めたりするんですけども、長年いろいろ議員しとったらこういう追加のあれがよく提案されるわけです。できればやはり担当は技術屋ですので、事前にそういう予測もされるということなれば、あまり追加工事ということはあまり好ましくないと思うんで、事前にわかっておればトータルでやはり契約すべきだと。議員として言うときますので、担当は担当で、技術屋は技術屋で判断してもらったら結構です。今の答弁で結構です。

○奥野 学議長 ほかに質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 先ほど田島議員が質問をされたので、その場所については、あえて私も繰り返しては言いませんが、よくある追加工事という今までよくお聞きしてきたものとは少し違う内容だなと思って聞かせていただいていたんです。こんなこともあるものなのかなという理解なんですけれども、いたし方ない追加、変更であれば、それを受け取るしか私としてはないわけですけども、今回は仕方ないものの中に入るものというふうに理解せざるを得ないのかと思っています。

工期のことについて1点お聞きをしたいんですが、今回、追加資料には平成27年3月31日というふうに記載をされておりますが、以前の工期は2月13日までだったかと思います。それは、追加発注が行われたということに伴って期間が長くなったということでしたし方ないものなのか、それから、またこの追加の工事が加わることによって、この工期で工事が間に合うのかどうか。それから、期間については、周辺の方々にも長きにわたってご迷惑をかけてしてるわけで

すから、そういった周知については徹底されているのか、その3点についてお聞きしたいと思います。

○奥野 学議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 中原議員のご質問に答えさせていただきます。現地の周知については、看板のほうで住民の方に周知させていただいております。実際には、工事のときに水道の仮移設というのがいろいろ生じております。その場所についても、できるだけ影響のない範囲ということで水路の中に入れさせていただいて、本体の下水道工事をして、またそれを戻すと、そういういろんな作業が生じました。したがって、そのような影響で先ほど言いました舗装範囲もふえたところもございます。

追加については、今回変更契約という議会の議決を必要なところでございますので、3月31日まで延ばさせていただきました。

以上でございます。

○奥野 学議長 よろしいでしょうか。

○中原 晶議員 間に合うということでしょうか。

○末原都市整備部長 今回の3月31日に完成させる予定でございます。

○奥野 学議長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 ほかにないようですので、これで質疑を終わります。これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第16号 工事請負契約中変更の件、公共下水道汚水管理設工事24の9を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致であります。よって議案第16号は原案のとおり可決することに決定しました。

○奥野 学議長 日程18、議案第17号、岬町交流センター条例を制定する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 日程18、議案第17号、岬町交流センター条例を制定する件について説明させていただきます。

提案理由としましては、旧淡輪共同作業場を岬町交流センターと名称変更して位置づけ、本町における住民交流の活性化と人権啓発の推進を図り、地域福祉の向上と地域社会の振興に資するため本条例を制定するものであります。

条例案及び新旧対照表をご参照ください。第1条では、センター設置の趣旨、目的を規定しています。第2条では、岬町交流センターの名称及び位置を定めております。第3条では、町長が管理することを、第4条から第6条では、使用の許可、使用の制限、使用許可の取り消し等について定めております。第7条から第9条では、使用料の減免、使用料の還付について定めております。第10条では、特別の設備の制限、第11条では目的外使用または権利譲渡の禁止を定めております。第12条では、使用後の現状回復義務、第13条では、使用者の損害賠償義務、第14条では、町長の免責について定めております。第15条は、規則への委任規定です。

附則といたしまして、第1項では条例の施行期日を平成27年4月1日からとしています。附則第2項では、岬町暴力団等の排除に関する条例の別表を一部改正することとしております。この別表は、同条例において暴力団を排除する公の施設を規定している部分で、岬町交流センターを追加し、またいきいきパークみさき、道の駅みさきについても規定漏れがございましたので、この際に追加し、例規の整備を図るものでございます。

以上が、岬町交流センター条例の概要でございます。本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これに質疑ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 私は総務文教委員会ではございませんので、何点かお聞きしたいと思います。この建物ですけども、できたら何年たっておるのかということと、土地や建物は町の持ち物で間違いございませんかということを確認させてもらうのが1点です。

それと、2点目に、使われてる方現在もあると思うんですけども、きちんと調整できているのかどうか。その調整できているのであれば、どちらの方と調整されたのかというのを教えていただければと思います。

○奥野 学議長 総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 お答えいたします。竣工年度等につきましては、ちょっと調査したいと思いますので、総務文教委員会の中で明らかにさせていただきたいと思います。

土地、建物につきましては、土の財産でございます。

使用者調整につきましては、現在事務所等で活動されてる方、また自治部長さん等と調整をして名称の変更について協議をさせていただいたということでございます。

○奥野 学議長 よろしいでしょうか。

○竹原伸晃議員 ありがとうございます。

○奥野 学議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町交流センター条例を制定する件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程19、議案第18号、岬町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例を制定する件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井まちづくり戦略室長兼町長公室長 日程19、議案第18号、岬町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例を制定する件について、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、地方教育、行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、平成26年法律第76号の施行に伴い、教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務

の特例を定めるため本条例を制定するものであります。

これまで、教育長は一般職の職員として位置づけられ、地方公務員法の規定が適合されておりました。しかしながら、このたびの地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育長は首長が議会の同意を得て選任する常勤特別職として位置づけられ、職務専念義務が定められることになりました。

これに伴い、新たな教育長の勤務時間や職務専念義務を定めることが必要となりましたので、本条例ではそれら諸事項について否定いたしております。

議案書の裏面をごらんください。まず、第1条では、本条例の趣旨を規定しております。教育長の勤務時間、休日及び休暇と教育長の職務専念義務について定めることを規定しております。

次に、第2条では、教育長の勤務時間・休日及び休暇等を規定しております。職員の勤務時間、休暇等に関する条例の適用を受ける職員、すなわち一般職の職員と同様に取り扱うことを規定しております。

次に、第3条では、教育長の職務専念義務の免除について規定しております。職務に専念する義務の特例に関する条例の適用を受ける職員、すなわち一般職の職員と同様に取り扱うことを規定しております。

続きまして、附則でございますが、まず、施行日につきましては、平成27年4月1日としております。

次に、経過措置でございます。改正法附則第2条第1項の場合においては、この条例の規定を適用しなとしており、現行の教育長が任期満了まで在職する場合には、本条例の規定を適用しない旨を規定しております。したがって、現行の教育長が任期満了まで在職する場合には、従前からの一般職の地方公務員としての身分でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 1つ、今の説明を聞きまして確認なんですけども、何ら今までと変わらないというような内容だと思うんですけども、特に次の任期の教育長に関して特に変更ないというふうに聞こえたんですけども、そうではないですか。お願いします。

○奥野 学議長 まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井まちづくり戦略室長兼町長公室長 教育長が在職する場合につきましては、従前の一般職の地方公務員として適用されるということですが、そもそも地方教育行政の組織及び・・・に関する法律の一部が改正されたという経緯がございます。これは、いわゆるいじめの問題とか身体の問題の危険とかの場合に十分な対応をしていこうということで、国のほうの教育再生実行委員会で、平成25年4月19日に、教育委員会制度等のあり方についての提言が行われました。また、平成25年12月13日に、今後の地方教育行政のあり方についての答申が公表されて、これらの答申を踏まえて法律改正がなされたもので、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携を強化するような形で法律改正されましたので、それに適用するような形での今回の条例の整理をさせていただくということでございます。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 現教育長も、常日ごろ教育長の部屋で一生懸命執務をとっていただいていると。常勤ということと聞いていたんですけど、それも変わらないということで間違いございませんでしょうか。

○奥野 学議長 まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井まちづくり戦略室長兼町長公室長 お答えいたします。経過措置がございまして、経過措置の中で現行の教育長が任期満了まで在職する場合は、この条例に基づかず現状の従前からの一般職の地方公務員の身分でございますので、変わりがないということでございます。ただ、この条例を整備するには、先ほど言いました法律がありましたので、それに十分適用するための条例を定めるということでございますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

一般職についてですか、変わらないです。常勤は常勤、常勤の特別職と常勤の一般職という形でございますので、新たになれば常勤の特別職になるということだ理解いただきたいと思います。

○竹原伸晃議員 わかりました。

○奥野 学議長 ほかに質疑ございませんか。田島乾正君。

○田島乾正議員 当委員会の委員ですので、ちょっと理解がしづらいと思っておりますので、この件につ

いてね。文章では。できたら保井室長、図式で委員会資料として請求しときますんで、当日の委員会で混乱しないように、一つ理解できる図式の資料請求しときます。

○奥野 学議長 よろしいでしょうか。ほかに質疑ございませんか。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例を制定する件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程20、議案第19号、岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例を制定する件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程20、議案第19号、岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例を制定する件につきまして、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、子ども・子育て支援法に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の利用者負担額等を定める必要が生じたので、本条例を制定するものでございます。

それでは、条例案についてご説明させていただきます。議案書の裏面をごらんください。

まず、第1条は、条例の趣旨について、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関し利用者が負担する費用等について必要な事項を定めるというふうに規定をいたしております。

第2条につきましては、定義について定めております。

第3条につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額について定めており、政令で定める額を限度として規則で定める旨を規定をいたしております。

第4条につきましては、利用者負担額の徴収について定めており、第1項では町長は町立幼稚園、保育所を利用した子供の支給認定保護者等から、また第2項では私立保育所を利用した子供の支給認定保護者等から利用者負担額を徴収する旨を規定をいたしております。

第5条では、利用者負担額の納期について、第6条につきましては、利用者負担額の還付について、第7条につきましては、利用者負担額の減免について、第8条については、規則への委任について定めております。

また、附則では、本条例の施行日を法の施行日、平成27年4月1日と定めております。

次に、第3条に定めております規則で定める予定の業者負担額につきましては、議案書とあわせて送付させていただいております岬町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額案の概要により説明をさせていただきます。

幼稚園、または認定こども園を利用する場合の認定となる法第19条第1項第1号認定の利用者負担額につきましては、これまでの一律負担から応能負担に変更されます。本町におきましては、国の基準で設定する予定で利用者負担額、また次の低所得世帯等の利用額は記載のとおりでございます。なお、利用者負担額の第2階層の額につきましては、さきに全員協議会の説明時より低い利用者負担額の決定となっております。これは、政令につきましても、この低い額で政令が出る予定となっております。

また、幼稚園年少から小学校3年生までの範囲内に子供が2人以上いる場合の多子世帯減免につきましても、国の基準で設定をする予定でございます。

月途中の入退園に係る利用者負担額の取り扱いにつきましては、日割り計算により徹底することとなります。

2ページをごらんください。保育所または認定こども園を利用する場合の認定となる法第19条、第1項、第2号、第3号の認定の利用者負担額、また、3ページの低所得世帯等の利用者負担額につきましては、現行の利用者負担額の水準を維持する予定であり、利用者負担額は記載のとおりでございます。

また、多子世帯減免及び月途中の入退園に係る利用者負担額の取り扱いにつきましても、現行どおりとする予定でございます。

次に、本来、幼稚園を利用する場合、2ページに記載をしております法19条第1項第1号認定の利用者負担額が適用されることとなりますが、町立の淡輪幼稚園につきましては、特例を設け現行の利用者負担額を当分の間、維持する予定としており、利用者負担額は記載のとおりでございます。

また、低所得世帯等の利用者負担につきましては、国の考え方に準じ、また4ページの多子世帯減免及び月途中の入退園に係る利用者負担額の取り扱いにつきましても、国の基準に準じて設定をする予定といたしております。

なお、淡輪幼稚園におきましては、低所得世帯等、また多子世帯減免及び月途中の入退園に係る利用者負担額の取り扱いにつきましては、新制度において新たに設定されるものでございます。

以上が、条例案の概要でございます。本件は、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 資料を請求します。第8条で、この条例の施行に関し必要な事項を規則で定めるとありますので、規則を資料提出求めたいと思います。

○奥野 学議長 資料の提出いただけますか。

○古橋しあわせ創造部長 規則につきましては、現在策定中でございますが、意思決定についてはまだいたしておりませんので、概略の素案という形で提出をさせていただきたいと思います。

○奥野 学議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております、岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例を制定する件については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程21、議案第20号、岬町立子育て支援センター条例を制定する件を議題と

します。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程21、議案第20号、岬町立子育て支援センター条例を制定する件につきまして、ご説明いたします。

提案理由といたしましては、子育て支援の充実を図るため、本条例を制定するものでございます。現在、子育て支援センターは、緑ヶ丘保育所を活用して事業を実施しております。また、子育て支援センターは、子供子育て支援法に基づき平成27年度からスタートする子供子育て支援新制度において、地域の子育て支援拠点事業として位置づけられていることから、この新制度の開始を契機として条例設置をするものでございます。

それでは、条例案についてご説明させていただきます。議案書の裏面をごらんください。

第1条は、子育て支援センターの設置について、乳幼児の健やかな育成を図ることを目的とする旨を規定をいたしております。

第2条につきましては、名称及び位置を、また第3条につきましては、子育てに関する相談や情報収集、提供、また講座等の実施など、実施をする事業について定めております。

第4条につきましては、利用できるものの範囲を、また、第5条では利用料について定めており、利用料は無料としております。

第6条では、利用を拒むことのできる旨の利用の制限を、第7条につきましては、利用者の責に期す場合の損害賠償について、また、第8条については、規則への委任について定めております。

また、附則では、本条例の施行日を平成27年4月1日と定めております。

また、岬町暴力団等の排除に関する条例の一部を改正し、子育て支援センターを暴力団の利益になると認められるときは使用等を許可しない公の施設として別表に追加するものでございます。

以上が、条例案の概要でございます。本件は、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております、岬町立子育て支援センター条例を制定する件については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件について厚生委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程22、議案第21号、岬町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例を制定する件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程22、議案第21号、岬町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例を制定する件につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第三次一括法における介護保険法の改正により地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を条例で定める必要が生じたため、本条例を制定するものでございます。

それでは、条例案についてご説明させていただきます。議案書の裏面をごらんください。

第1条につきましては、趣旨を、また第2条につきましては、定義としての用語の意義について規定をいたしております。

第3条につきましては、被保険者が可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないという地域包括支援センターの基本方針とともに、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて適切、公正かつ中立な運営を確保することを定めております。

次に、第4条では、65歳以上の1号被保険者の人数に応じた人員に関する基準を定めております。なお、現在の本町の1号被保険者は、1月末時点で5,760人であることから保健師、

社会福祉士、主任介護支援専門員主任ケアマネジャーでございますが、についてそれぞれ1名の配置が必要となりますが、現在、既にこの基準を満たした配置となっております。

また、附則では、本条例の施行日を平成27年4月1日と定めております。

以上が、条例案の概要でございます。本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております、岬町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例を制定する件については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程23、議案第22号、岬町指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定する件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程23、議案第22号、岬町指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果

的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定する件について、ご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における介護保険法の改正により、指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を条例で定めることとされたため、本条例を制定するものでございます。

それでは、条例案についてご説明をさせていただきます。議案書の裏面をごらんください。なお、本条例案につきましては、第1章から第7章までと、条項が多岐にわたりますので、説明につきましては、本議案書と合わせて送付をいたしております条例案の概要について説明をさせていただきます。

まず、条例制定の背景といたしましては、提案理由にもありましたように、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第三次一括法が制定され、その中で介護保険法についても改正があり、これまで政令で定められていた基準等について、市町村の条例で定めることとされたことによるものでございます。

介護予防支援事業とは、要支援1、2の方に対して介護ケアマネジメントを行うもので、その要支援1、2の方のケアプランを作成する業務を行う指定介護予防事業所の指定やその運営等の基準を条例で定めるものでございます。なお、本町の場合は、岬町が指定を受けて地域包括支援センターがその業務を実施しており、人員やケアプランの作成件数は記載のとおりでございます。

次に、条例の制定に当たっての考え方につきましては、条例制定においては地域の実情を十分に参酌することとなっておりますが、現時点では国の基準と異なる基準を定めるほどの特別な理由が認められないと考えられていることから、原則として国の基準に準じた基準としております。

ただし、岬町暴力団等の排除に関する条例の基本理念を踏まえ、暴力団等の参入を排除し、安心して利用できる環境を整備する必要があるため、暴力団排除の規定を盛り込むとともに記録の保存期限について5年の返還請求の時効との整合性を図り、不正請求などの返還事務に支障を生じさせないようにするため、大阪府が条例で国の基準と異なる基準を定めていることから、大阪府の条例に準じ記録の保存年限をサービスを提供した日から5年間に定めております。

裏面をごらんください。条例で定める項目といたしましては、本条例は7章立てになっており、第1章、総則では、趣旨、定義を定めております。

次に、第2章、指定介護予防事業者指定に関する基準では、申請者の資格を。

第3章、基本方針では、基本方針。

第4章、人員に関する基準では、従業員数及び管理者について定めております。

第5章、運営に関する基準では、内容や手続、同意、また提供拒否の禁止、利用料等の受領など運営に関する基準を。

第6章、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準では、基本的な取扱方針、また個別の取扱方針、提供に当たっての留意点について定めております。

最後に、第7章、基準該当介護予防支援事業に関する基準では、本条例の第3章から第6章までの規定について、基準該当介護予防支援事業について準用する旨の準用規定を定めております。

次に、附則といたしまして、施行期日につきましては、平成27年4月1日から施行するものでございます。また、記録の保存年限は施行日において、保存期間が満了していないものについても適用する旨の適用区分を定めております。

以上が、条例案の概要でございます。本件は、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております、岬町指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定する件については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、厚生委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。暫時休憩します。再開は15時00分に再開いたします。

(午後 2時52分 休憩)

(午後 3時02分 再開)

○奥野 学議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

○奥野 学議長 日程24、議案第23号、岬町行政手続条例の一部を改正する件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 日程24、議案第23号、岬町行政手続条例の一部を改正する件について説明させていただきます。

提案理由といたしましては、行政手続法の一部を改正する法律の施行に伴い、本町におきましても、国と同様の手続制度を導入するため本条例に所要の改正を行うものでございます。条例案及び新旧対照表をご参照ください。また、説明に当たりましては、条例案と同時に送付させていただいております別添資料の岬町行政手続条例の一部を改正する条例案の概要に沿って説明をさせていただきますので、ご参照いただきたいと思います。

行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るための法律であります行政手続法の一部が改正され、平成27年4月1日から施行されることとなりました。

改正法の要旨は、次の3点でございます。行政指導の方式の内容の追加、そして行政指導の中止等を求める手続の追加、3点目が処分等を求める手続の追加の3点でございます。この法律の改正を受けまして、条例の改正を図るものでございます。なお、法と条例と関係につきましては、資料1枚目の中ほどに図示しておりますように、本町が行う法律または命令に根拠を有する処分及び届け出につきましては、行政手続法が直接に適用されますが、条例等に根拠を有する処分、行政手続につきましては適用されないため、これらの手続を規定する岬町行政手続条例が制定されているところでございます。

条例改正の概要について説明いたします。

まず、1点目、行政指導の方式の改正、内容の追加についてであります。行政指導に携わる者

は、当該行政指導をする際に町の機関が許認可等をする権限、または許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項等を示さなければならないことといたします。

次に、2点目、行政指導の中止等の求め、手続の追加についてであります。資料2ページ目の中ほどの図表をご参照いただきたいと思います。

法律または条例に基づく行政指導を受けた者が、当該行政指導が法律、または条例の要件に適合しないと思う場合には、町にその旨を申し出て行政指導の中止、その他必要な措置をとることを求めることができるようにするための手続を定めます。町は、この申し出があったときは必要な調査を行い、当該申し出に係る行政指導が法律または条例の要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止、その他必要な措置をとらなければならないことといたします。

3点目、処分等の求め、手続の追加についてであります。資料3ページ目の中ほどの図表をご参照ください。

法令等に違反する事実を発見した場合において、その是正のための処分や行政指導がなされていないと思う場合には、町にその旨を申し出て処分または行政指導することを求めることができるようにするための手続を定めます。町は、この申し出があったときは、必要な調査を行いまして、その結果に基づき必要があると認めるときは当該処分、または行政指導をしなければならないことといたします。

附則におきましては、施行日を平成27年4月1日からとするとともに、岬町行政手続条例の適用除外となっております岬町税条例の条項ずれを修正する一部改正を行うこととしております。

以上が、岬町行政手続条例の一部を改正する条例の概要でございます。本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております、岬町行政手続条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程25、議案第24号、岬町基金条例の一部を改正する件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画政策監、西 啓介君

○西企画政策監 日程25、議案第24号、岬町基金条例の一部を改正する件についてご説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、多奈川地区多目的公園の整備を進めるため本条例に所要の改正を行うものでございます。多奈川地区多目的公園の維持管理、運営を行うために必要な財源を賄うため、多目的公園の事業活動に伴って収入された金額の一部を多奈川地区多目的公園管理基金に積み立てを行っております。現在、町の公園エリアに仮置きされている第二阪和国道建設発生土が平成27年度中に撤去されることから、その跡地の公園整備を進めるために必要な財源を多奈川地区多目的公園管理基金により充当するため、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。議案書の裏面並びに新旧対照表も合わせてご参照願います。

改正内容といたしまして、第1条の表中、多奈川地区多目的公園の維持管理、運営を多奈川地区多目的公園の整備、維持管理及び運営に改め、維持管理、運営の前に整備を加えるものでございます。

附則でありますが、この条例は、交付の日から施行するものでございます。

以上が、岬町基金条例の一部を改正する条例案の概要でございます。本件につきましては、事業委員会へ付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

○竹内邦博議員 すいません。ちょっと1点だけ。この多奈川地区の多目的公園の整備、維持管理というんですけど、いきいきパークとの関係はどうなっているのか、それだけ教えてください。

○奥野 学議長 企画政策監、西 啓介君

○西企画政策監 ご質問いただきました件についてお答えさせていただきます。多奈川地区多目的公園は、いきいきパークと事業用地をあわせた土取り跡地全体を指す名称でございます。多目的公園の中に、いきいきパークという公園の部分と企業が進出している事業用地があるという関係となっております。

○奥野 学議長 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。田島乾正君。

○田島乾正議員 今回、整備という名称を入れてるんですけども、整備の規模とか、整備のどのような整備を今後、将来的にやっけていかれるのか、整備目的と整備の事業状況を教えてほしいんですけど、2点、お願いします。

○奥野 学議長 企画政策監、西 啓介君

○西企画政策監 ご質問いただきました件についてお答えさせていただきます。多目的公園の基金につきましては、これまでは維持管理と運営に関する部分につきましてこの基金を充当させていただいていたところでございますが、現在、第二阪和国道の仮置き土砂を置いております将来の町の公園として整備をするエリアの土砂が平成27年度中に撤去される予定となっております。このエリアの2ヘクタールの部分につきまして、28年度から公園を整備したいと考えております。その公園整備に当たる費用を賄うため多目的公園の管理基金を充当させていただくものでございます。

また、将来的に公園の部分で維持補修が発生する可能性がございます。例えば道路が傷むなり、公園の施設が傷むというようなことも生じてまいるかと思っております。その部分につきましても、一般財源に影響を与えることなく運営するために多目的公園の基金を活用したいと考えております。

○奥野 学議長 ほかに質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 この件は、特別委員会でもまた説明いただいたりする機会はあるでしょうか。

○奥野 学議長 企画政策監、西 啓介君

○西企画政策監 この基金条例の件につきましては特別委員会での説明は予定いたしておりませんが、2ヘクタールの土取り跡地の公園整備の件につきましては、特別委員会の中でご説明をさせていただきますと考えております。

○奥野 学議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております、岬町基金条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程26、議案第25号、岬町税条例の一部を改正する件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 日程26、議案第25号、岬町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、地域における民間公益活動の活性化を図るため、所得税において寄附金控除の対象となる公益法人等の寄附金のうち、町内に事務所または事業所を有する法人に対して支出した寄附金を町民税の寄附金税額控除の対象とするために、本条例の改正を行うものです。

それでは、本条例案について説明いたします。説明につきましては、本条例案と合わせて配付させていただいております末尾の岬町税条例改正資料の個人住民税における寄附金税額控除の対象寄附金というものをごらん願いたいと思います。

公益法人等に対する寄附金については、寄附金税額控除ができるように地方税法等の一部を改正する法律により、地方税法第314条の7第1項第3号の改正がされております。寄附金控除の対象となる寄附金につきましては、この表の個人住民税の欄に矢印で示しております寄附金で、市町村条例で定めるものとされております。このことから、個人住民税の税額控除の対象とする

法人等に対する寄附金を条例第34条の7に加えるものでございます。

なお、この表の右側の枠には、寄附金の区分に示す法人等の種類ごとの寄附金に対応する改正条文の号番号を示しています。

寄附金区分3の国立大学法人等への指定寄附金は、改正条例の第34条の7第1項第1号に規定する寄附金です。

寄附金区分4の特定公益増進法人に対する寄附金は、①から⑦の独立行政法人から更生保護法人に対する寄附金で、それぞれ第34条の7第1項第2号から第8号に係る寄附金でございます。

寄附金区分5の一定の要件を満たす特定公益信託に対して支出した金銭は、第34条の7第1項第9号に係る金銭でございます。また、寄附金区分6の①の都道府県知事・指定都市市長が認定したNPO法人に対する寄附金は、第34条の7第1項第10号に規定するものとなっております。

なお、本条例の改正により、寄附金控除の対象となる寄附金は、これら10項目の寄附金でなくかつ大阪府地方税法第37条の2第1項第3号に掲げる寄附金に関する条例に基づき、大阪府知事が指定した寄附金で、町内に事務所または事業所を有する法人または団体に支出したものです。本改正により、これらの寄附金等については所得税における所得控除等とあわせて個人住民税の寄附金の税額控除を受けることができるようになります。

なお、本条例につきましては、平成27年1月1日から適用することになっております。

以上が条例案の概要でございます。本件は、総務文教委員会へ付託の予定と伺っております。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております、岬町税条例の一部を改正する件については、会議規則第39

条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程27、議案第26号、岬町手数料条例の一部を改正する件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 日程27、議案第26号、岬町手数料条例の一部を改正する条例につきましては、ご説明させていただきます。

提案理由といたしまして、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例に所要の改正を行うものであります。

それでは、岬町手数料条例の一部を改正する条例の概要につきまして、ご説明いたします。裏面及び新旧対照表を合わせてご参照願います。手数料条例の一部を次のように改正いたします。

第2条、37号におきまして「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正に関する法律」に改めます。

同条第38号及び39号におきまして、「鳥獣の保護及び狩猟の適正に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正に関する法律」に改めます。

次に、附則といたしまして、この条例は平成27年5月29日から施行いたします。

本件につきましては、事業委員会に付託の予定と伺っておりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町手数料条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、事業委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程28、議案第27号、岬町立保育所条例の一部を改正する件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程28、議案第27号、岬町立保育所条例の一部を改正する件につきまして、ご説明いたします。

提案理由といたしましては、岬町立子育て支援センター条例の制定等に伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例案についてご説明をさせていただきます。

議案書の裏面及び新旧対照表をごらんください。

保育所の名称及び定員を規定をいたしております第2条の表から、岬町立子育て支援センター条例の制定に伴い、岬町立緑丘保育所を削るとともに、保育所の入所の基準を規定をしております第4条につきましても、子ども・子育て支援法の施行に伴い削るものでございます。

また、これにより以降の条について、それぞれ繰り上げるものでございます。

次に、附則では、本条例の施行日を平成27年4月1日と定めております。

以上が、条例案の概要でございます。

本件は、厚生委員に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町立保育所条例の一部を改正する件について、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、厚生委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程29、議案第28号、岬町介護保険条例の一部を改正する件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

しあわせ想像部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程29、議案第28号、岬町介護保険条例の一部を改正する件につきまして、ご説明いたします。

提案理由といたしましては、平成27年度から平成29年度にかかる介護保険法に定める65歳以上の1号被保険者の介護保険料負担を定めるとともに、介護予防日常生活支援総合事業の実施日を定めるため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例案について、ご説明をさせていただきます。

議案書裏面及び新旧対照表をごらんください。

まず、改正内容といたしましては、介護保険料の改定と附則第8条として、介護予防日常生活

支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間には行わない旨の経過措置を設ける改正となっております。

なお、本条例改正の大部分は介護保険料の改定となっていることから、説明につきましては、本議案書を合わせて送付させていただいております、介護保険料案によりご説明させていただきます。

介護保険料は、介護給付費等の動向により増減をいたします。このことから介護給付費が高くなればなるほど、保険料も高くなってまいります。介護保険料の算出プロセスでございますが、まず、①で平成27年度から平成29年度までの3カ年の給付見込み額を算定した額に、②の介護保険法に定められた65歳以上の1号被保険者が負担する割合である22%を乗じて、1号被保険者の負担相当額を算定をいたします。

その負担額から③になりますが、調整交付金による減額や準備基金の取り崩しを差し引いた保険料収納必要額を算定し、④の収納率で補正した後の額を、⑤で基準額の割合で補正した、平成27年度から平成29年度までの3年間の合計被保険者数で割った額が標準月額となり、月額5,530円、年額6万6,365円となります。

なお、今回の算定では、準備基金の全額を取り崩して保険料の上昇を抑制をいたしております。また、介護保険料の標準月額ベースでの使途は、一番下の表に記載のとおりでございます。裏面をごらんください。

現行と比較をしました介護保険料案をお示ししたもので、左が現行、右側に改正案と現行の比較を記載をいたしております。

まず、今回の改正では、現行の第一段階と第二段階を、国の基準に準じて統合し、第一段階として変更していることから、段階の区分数は13区分から12区分となります。

また、第一段階の負担割合を消費税増税に伴う軽減措置として、現行の0.5から0.4に引き下げております。

なお、その他の段階の負担率については、変更はございません。

また、各段階の保険料は記載のとおりとなっております。

また、附則につきましては、施行期日等として、第1項では、この条例では平成27年4月から施行する。

また、2項では、第一段階の負担割合を消費税増税に伴う軽減措置として、現行の0.5から0.45に引き下げた保険料を規定するための第5条に1項を加える改正規定は、交付の日から

起算して3カ月を超えない範囲において、規則で定める日から施行する旨を定めております。

また、改正後の第5条第2項の規定は、平成27年4月1日から適用する旨を定めております。

次に、第3項では、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による旨の経過措置を設けております。

以上が、条例案の概要でございます。

本件は、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町介護保険条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、厚生委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程30、議案第29号、岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程30、議案第29号、岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件について、ご説明いたします。

提案理由といたしましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例案について説明をさせていただきます。

議案書の裏面等をごらんください。

また、本条例案につきましては、改正条項が多岐にわたりますので、説明につきましては、本議案書と合わせて送付させていただいております。条例の一部を改正する条例案の概要によって、説明をさせていただきたいと思っております。

まず、条例改正の基本的な考え方といたしましては、国の基準の改正に伴う条例改正に当たっては、地域の実情を十分に参酌することとなっておりますが、国の基準と異なる基準を定めるほどの特別な理由が認められないことから、原則として、国の基準に準じた改正としているところでございます。

ただし、岬町暴力団等の排除に関する条例の基本理念を踏まえて、暴力団排除の規定を町独自基準として盛り込んでおります。

次に、改正内容につきましては、表のほうに整理をいたしております。

まず基準では、先ほど説明をさせていただいた暴力団等の排除について、新たに規定をいたしております。

次の定期巡回随時対応型訪問介護看護では、事業所の夜間オペレーターとしてあてることのできる施設、事業所の範囲の拡大やサービス名称の変更、外部評価の廃止、訪問看護サービスの一部を他の訪問看護事業所に行わせることができることなどが、主な改正内容となっております。

次に、認知症対応型通所介護については、介護保険サービスではない、お泊まりデイサービスを実施する場合における届け出義務の追加。供用型認知症対応型通所介護、いわゆる認知症デイの利用定員の拡充、また、事業者の事故発生時の対応の規定の追加などが、主な改正内容となっております。

2ページをごらんください。

小規模多機能型居宅介護では、事業所の看護職員の兼務できる施設の範囲の拡大や管理者が兼務できるサービスの拡大、サービス名称の変更、事業所の登録定員の拡大、また通いサービスの登録定員が25人を超える場合の利用定員の追加、事業者の外部評価の廃止などが主な改正内容となっております。

次に、認知症対応型共同生活介護では、サービス名称の変更や事業所の標準ユニット数の拡大などが、主な改正内容となっております。

次の地域密着型特定施設入所生活介護では、サービス名称の変更、また介護報酬の代理受領要件の廃止、記録の保存が必要な書類から有料老人ホーム入居の同意書を削除することなどが、主な改正内容となっております。

次に、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護では、サテライト型地域密着介護老人福祉施設の本体施設として認められる施設の拡大や介護支援員専門医の数、サービス名称の変更、記録の保存規定などが、主な改正内容となっております。

3ページですが、複合型サービスでは、サービス名称の変更、登録定員の拡大、通いサービスの登録定員が25人を超える場合の利用定員の追加、外部評価の廃止などが、主な改正内容となっております。

最後に、文言や引用条項等の修正を行っている条項については、記載のとおりでございます。

また、附則において施行期日を平成27年4月1日と定めております。

以上が、条例案の概要でございます。

本件は、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、厚生委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程 31、議案第 30 号、岬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程 31、議案第 30 号、岬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する件について、ご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例案について、説明をさせていただきます。

なお、本条例につきましても、改正条項が多岐にわたりますので、議案書と合わせて送付いたしております条例の一部を改正する条例案の概要により説明をさせていただきます。

まず、条例改正の基本的な考え方といたしましては、国の基準の改正に伴う条例改正に当たっては、地域の実情を十分に参酌することとなっておりますが、国の基準と異なる基準を定めるほどの特別な理由が認められないことから、原則として国の基準に準じた改正としているところでございます。

ただし、暴力団排除の規定を町独自基準として盛り込んでおります。

次に、改正内容につきましては、表の整理をいたしております。

まず、基準では、先ほど説明をさせていただいた暴力排除について、新たに規定をいたしております。

次の介護予防認知症対応型通所介護では、介護保険サービスではないお泊まりデイサービスを

実施する場合における届け出義務の追加。供用型認知症対応型通所介護、いわゆる認知症デイの利用定員の拡充、また事業者の事故発生時の対応規定の追加などが、主な改正内容となっております。

介護予防小規模多機能型居宅介護では、事業所の看護職員の兼務できる施設の範囲の拡大や、管理者が兼務できるサービスの拡大、サービス名称の変更、事業者の登録定員の拡大、通いサービスの登録定員が25人を超える場合の利用定員の追加、事業者の外部評価の廃止などが主な改正内容となっております。

裏面をごらんください。

介護予防認知症対応型共同生活介護では、事業所の標準ユニット数の拡大などが、主な改正内容となっております。

最後に、文言や引用条項等の修正を行っている状況については、記載のとおりでございます。

また、附則において施行期日を、平成27年4月1日と定めております。

以上が、条例案の概要でございます。

本件は、厚生委員会に付託と予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、厚生委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程32、議案第31号、岬町営住宅条例の一部を改正する件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 日程32、議案第31号、岬町営住宅条例の一部を改正する件につきまして、ご説明いたします。

提案理由といたしましては、町営緑ヶ丘住宅の建てかえを契機に、共益費を徴収するため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

なお、当該共益費につきましては、入居予定者に対しまして説明会を開催させていただいてい
るものでございます。

裏面及び新旧対照表を合わせてご参照願います。

なお、参考資料として、本条例の一部改正に関連する条例の抜粋を添付しておりますので、合
わせてご参照願います。

岬町営住宅条例の一部を次のように改正するものでございます。

第23条の次に、23条の2項を加えるもので、第23条の2につきましては、共益費の徴収
等について定めたものでございます。

第1項では、町長は前条各号の費用の電気、ガス、水道など、入居者の費用負担とするもの
のうち入居者の共通の利益を図るため、特に必要があると認めて、規則で定める費用、階段と廊下
と街頭等の電気使用料及びエレベーターなどの電気使用料、維持管理費等を共益費として、規則
で定めることにより、入居者から徴収するものでございます。

次に、第2項は、共益費の納付及び減免、または徴収の猶予について定めるもので、家賃の納
付を定めた第17条第2項第3号の規定及び家賃の減免、または徴収の猶予を定めた第20条の
規定は、共益費についても準用するものでございます。

次に、附則といたしまして、この条例は公布の日から試算して、1年を超えない範囲内におい

て規則で定める日から施行するものでございます。

本件につきましては、事業委員会に付託の予定と伺っておりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町営住宅条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、事業委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程33、議案第32号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

教育次長、中田道德君。

○中田教育次長 日程33、議案第32号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する件について、ご説明申し上げます。

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例で所要の改正が生じることから、これらを整備等する条例を制定するものです。

議案書の裏面並びに新旧対照表も併せてご参照願います。

また、本条例の内容につきましては、ごらんのとおり制定する条項が多岐にわたっておりますので、本議案書と併せてご送付しております、関係条例の整備等に関する条例案の概要によりご説明申し上げます。

本条例案の構成は、第1条から第8条及び附則としております。

第1条は、岬町議会委員会条例の一部改正としまして、教育行政の責任の明確化の観点から、現行の委員長と教育長を一本化した新たな教育長を設置し、教育委員会の会務を総理し、代表するため教育委員会の委員長を教育長に改めるものでございます。

第2条は、岬町職員定数条例の一部改正としまして、教育長はこれまで一般職の職員として位置づけられていましたが、新教育長は長が議会の同意を得て任命する常勤の特別職として位置づけられ、一般職としての教育長の任命等に関して規定が削除されましたので、教育長を削除するものです。

第3条は、岬町特別職報酬等審議会条例の一部改正としまして、新教育長は常勤の特別職となることから、第2条の規定に教育長を追加しております。

裏面をごらんください。

第4条は、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正としまして、新教育長を設置することに伴い、教育委員長制度を廃止するため、別表の規定から委員長に関する規定を削除しております。

第5条は、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正としまして、新教育長は常勤の特別職となり教育長の給与については、これまで教育公務員法に規定されていましたが、同条の規定が削除され、教育長の給与等の支給根拠が、地方自治法となることから、別表に教育長を追加しております。

また、附則では教育長の給料月額を減額する規定を追加しております。

さらに、特別職等の職員の退職手当に関する条例の題名が改められることに伴い題名を改めております。

第6条は、特別職等の職員の退職手当に関する条例の一部改正としまして、新教育長は常勤の特別職に位置づけられ、題名を特別職の職員の退職手当に関する条例に改めています。

また、第1条から第3条に規定する特別職等を特別職に改めています。

第7条は、岬町教育委員会の委員の数を定める条例の一部改正としまして、新教育長は教育委員会の厚生員であるが、委員ではないため、教育委員会の委員の数を6人から5人に改めていま

す。

第8条は、教育長の給与等に関する条例の廃止としまして、新教育長は常勤の特別職に位置づけられ、教育長の給与等の支給根拠が地方自治法となることから、教育長の給与等に関する条例を廃止しております。

また、附則としまして、第1項は条例の施行期日を定め、平成27年4月1日としています。第2項から第9行は現行の教育長は、その教育委員会の委員としての任期に限り、なお、従前の例により在職することとされているため、経過措置に関する規定を設けております。

以上が、本条例の概要でございます。

本件については、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程34、議案第33号、岬町立幼稚園条例の一部を改正する件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

教育次長、中田道徳君。

○中田教育次長 日程34、議案第33号、岬町立幼稚園条例の一部を改正する件について、ご説明申し上げます。

提案理由は、平成27年度から子ども・子育て支援制度に移行することに伴い、本条例に主要の改正を行うものです。

本件は、先に上程しております岬町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定により保育料及び保育料の減免規定を削るものです。

議案書裏面並びに新旧対照表も併せてご参照願います。

改正内容につきましては、岬町立幼稚園条例の一部を改正する、第5条及び第6条を削り、第7条を第5条とし、第8条を第6条とする。

附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものです。

以上が概要でございます。

本件については、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町立幼稚園条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程35、議案第34号、岬町立テニスコート条例の一部を改正する件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

教育次長、中田道德君。

○中田教育次長 日程35、議案第34号、岬町立テニスコート条例の一部を改正する件について、ご説明申し上げます。

提案理由は、岬町立テニスコート使用料の受益者負担の適正化を図るため、本条例に主要の改正を行うものです。

議案書の裏面並びに新旧対照表も併せてご参照願います。

改正内容につきましては、岬町立テニスコート条例の一部を、次のように改正する。別表中、2時間を1時間に、100円を200円に改める。

なお、附則で施行期日としまして、この条例は平成27年4月1日から施行する。

また、経過措置としまして、2改正後の岬町立テニスコート条例別表の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前までの使用に係る使用料は、なお従前の例によるものです。

以上が、概要でございます。

本件については、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 総務文教委員会では所属しておりませんので、質問させていただこうと思います。

見させていただいた感じでは、2時間で100円だったのが1時間で200円になると、4倍になるということがございますけども、質問二つありまして、大体このぐらいの金額が妥当であるということ、どこのところで勧告を受けたというんですか。検討していただいたのかという、社会教育委員なのであろうか。どこであらうかというのが、1点と。

それと、現在、使用されている方たちとの大体の調整というのは済んでおるのかどうかという、この2点お願いいたします。

○奥野 学議長 教育次長、中田道德君。

○中田教育次長 お答えいたします。

まず、この改定につきましては、委員おっしゃるように社会教育委員さんともいろいろ協議を重ねてまいりました。

また、この使用料につきましては、かねてから現在のテニスコートの使用料が各近隣さんの使用料と比べますと、かなり低額で推移しておりました。

今回、テニスコートをリニューアルすることによりまして、また、社会教育団体さんのほうからも見直しというご意見も伺う中で、今回改正に至った次第でございます。

利用者の方につきましても、十分ご意見もいただきまして、利用者側から見直しはどうかということで、ご提案もいただいておりましたので、今回併せて改正の方向を考えた次第でございます。

○奥野 学議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町立テニスコート条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程36、議案第35号、岬町保育所における保育に関する条例を廃止する件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程36、議案第35号、岬町保育所における保育に関する条例を廃止する件につきまして、ご説明いたします。

提案理由といたしましては、子ども・子育て支援法の施行等に伴い、本条例を廃止するものでございます。

それでは、条例案についてご説明させていただきます。

議案書の裏面をごらんください。

まず、本条例では保育料や保育を行う基準を定めておりますが、子ども・子育て支援法の施行等に伴い、新たな例規整備を行うことから、本条例を廃止するものでございます。

また、附則では本条例の施行日を子ども・子育て支援法の施行の日、平成27年4月1日から施行する旨を定めております。

以上が、条例案の概要でございます。

本件は、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町保育所における保育に関する条例を廃止する件については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、厚生委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程37、議案第36号、岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長、田代堯君。

○田代町長 日程37、議案第36号、岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件について、ご説明いたします。

提案理由といたしましては、岬町固定資産評価審査委員会委員、松下博氏は、平成27年3月11日をもって任期満了となります。同氏の再任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をもとめるものであります。

松下博氏については、住所は大阪府泉南郡岬町吹井2986番地、生年月日は昭和13年9月16日生まれであります。

経歴等については、議案書裏面に記載のとおりであります。

固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服申し立てがあった場合に、審査決定するために設置された執行機関であります。固定資産評価審査委員会の定数は、地方税法及び岬町税条例の規定により3人で構成されており、岬町の住民、徴税の納税義務者、または固定資産の評価について学識経験を有するものうちから、議会の同意を得て町長が選任するものであります。

つきましては、松下博氏の選任について、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 確認ですけれども、任期は4年で間違いないですか。よろしくお願いします。

○奥野 学議長 町長、田代堯君。

○田代町長 任期は3年であります。

○奥野 学議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより議案第36号、岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を、起立により採決します。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致であります。

よって議案第36号は、これに同意することに決定しました。

○奥野 学議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

各常任委員さんには、委員会付託の審議について、よろしくお願いします。

なお、次の会議は、3月26日午前9時30分から開催予定の議会運営委員会及び全員協議会終了後に会議を開きますので、ご参集ください。

どうもご苦労さまでございました。

(午後 4時08分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成27年3月5日

岬町議会

議 長 奥 野 学

議 員 辻 下 正 純

議 員 反 保 多喜男